

令和6年

第3回忠岡町議会定例会会議録

開会 令和6年 9月4日

閉会 令和6年10月1日

忠岡町議会

令和6年 第3回忠岡町議会定例会会議録（第1日）

令和6年9月4日午前10時、第3回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 河瀬 成利議員	2番 今奈良幸子議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 二家本英生議員	6番 是枝 綾子議員
7番 松井 匡仁議員	8番 三宅 良矢議員	9番 前川 和也議員
10番 尾崎 孝子議員	11番 勝元由佳子議員	12番 河野 隆子議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町長	杉原 健士	副町長	井上 智宏
町長公室長	立花 武彦	町長公室次長兼自治防災課長	南 智樹
町長公室次長兼秘書人事課長	中定 昭博	産業住民部長	新城 正俊
産業住民部次長兼住民人権課長	谷野 彰俊	産業住民部次長兼生活環境課長	小倉由紀夫
健康福祉部長	二重 幸生	健康福祉部次長兼保険課長	大谷 貴利
教育部長兼教育総務課長	村田 健次	教育部理事兼学校教育課長	石本 秀樹
消防長	岸田 健二	消防次長兼予防課長	下川 浩幸
(各課課長同席)			

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
係長	酒井 宇紀

(会議の顛末)

議長（北村 孝議員）

おはようございます。

本日の出席議員は、全員出席でありますので、会議は成立しております。

ただいまから、令和6年第3回忠岡町議会定例会を開会いたします。

議長（北村 孝議員）

これより会議を開きます。

（「午前10時00分」開会）

議長（北村 孝議員）

本日の議事日程を事務局長より報告をさせます。

議会事務局（柏原 憲一局長）

議長。

議長（北村 孝議員）

柏原事務局長。

議会事務局（柏原 憲一局長）

令和6年第3回忠岡町議会定例会議事日程（1日目）について、ご報告申し上げます。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 一般質問

以上のとおりでございます。

議長（北村 孝議員）

第3回忠岡町議会定例会の招集に当たり、町長より挨拶の申出があります。

発言を許します。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

皆さん、おはようございます。

ご案内のように、令和6年第3回忠岡町議会定例会の開会を招集いたしましたところ、

議員皆様方には公私何かとお忙しい中にもかかわりませず、ご出席賜り、誠にありがとうございます。

さて、先月行われましたパリオリンピックでは、日本選手団が金メダル20個を獲得し、結果、海外で行われたオリンピックでは過去最多となるなど、大活躍されました。ひたむきにプレイや演技する選手の姿は日本中に勇気と感動を与えてくれました。日本選手団の皆様には改めて敬意を表したいと思います。残念ながら結果を残せず悔しい思いをした選手の方々も、4年後のオリンピックを目指して頑張っていただきたいと思います。

そして、同じくパリにて現在パラリンピックが開催しております。選手の皆様にはこれまでの練習の成果を発揮していただき、悔いのないように頑張っていただきたいと思います。

また、国内においては、先日、台風10号が九州から四国・近畿を横断し、至る場所で線状降水帯が発生、日本各地に甚大な被害をもたらしました。被災されました方々に対しまして心よりお見舞い申し上げます。

これから本格的な台風シーズンを迎えますが、緊張感を持って対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

本定例会には、忠岡町国民健康保険条例の一部改正議案や一般会計補正予算など議案を上程させていただいております。どうかご賛同、ご可決いただきますようお願い申し上げまして、私からのご挨拶と代えさせていただきます。

本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、7番・松井匡仁議員、8番・三宅良矢議員を指名いたします。

議長（北村 孝議員）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より10月1日までの28日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議なしと認めます。

よって、会期は、10月1日までの28日間と決定をいたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員、河瀬成利議員より例月出納検査の結果報告の申出がありますので、発言を許します。

監査委員（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

監査委員（河瀬 成利議員）

おはようございます。例月出納検査報告を行います。

例月出納検査について報告いたします。

ここに報告申し上げますのは、令和6年6月26日、7月30日及び8月27日に行いました内容で、帳簿等は、令和6年5月31日、6月30日及び7月31日現在であります。

検査については、前田成弘監査委員と従事し、一般会計、各特別会計及び下水道事業会計から提出された現金出納簿、公金収納状況、金融機関預金等については、その時点での確に執行されていることを確認し、また、関係諸帳簿、証拠書類も適正に記帳等されていることを確認いたしました。

なお、検査時における各会計別等現金高数値については、お手元に配付いたしました数値表のとおりでございます。

以上、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告いたします。

監査委員 河瀬成利

議長（北村 孝議員）

これで諸般の報告を終わります。

議長（北村 孝議員）

日程第4 一般質問を行います。

通告の順序に従い、発言を許します。

まず初めに、尾崎孝子議員の発言を許します。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

おはようございます。10番、大阪維新の会、尾崎孝子です。議長により発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、一般質問、大きく三つ質問したいと思っております。

まず第一に、障害児療育支援の強化についてです。

国が掲げる施策の中で共生社会の実現があります。今まで障害児療育が置き去りになつていて、障害児施策が進んだことで民間事業所がそれぞれ動き出しています。インクルージョン推進を図るためにも障害児療育の強化を進め、地域支援体制の中核的な役割を持つ民間と公的機関の連携を進めていける施設が必要になっております。

まず、共生社会とは、赤ちゃんから高齢者の方々、障害のある人もない人も一緒に一生涯、地域で暮らしていくという社会のことです。近年、超高齢化社会、超少子化、人口激減時代になっております。少子化と言われながらも、発達障害やグレーゾーンのお子さんは増えつつあります。忠岡町でも同じく増えています。

今の社会は、障害のない多数派の方用につくられていて、障害のない子供はその中でも自然に必要なスキルを学ぶことができています。発達障害のある子やグレーゾーンのお子さんは、この多数派仕様の社会の中では、その障害特性により自然にスキルを学ぶことが難しい傾向にあります。そこで、その子供たちを支える一つに療育というものがあります。さらに早い段階から支援を行う早期療育が大切だと今は言われています。

療育は、障害のあるお子さんやその可能性のあるお子さん、グレーゾーンのお子さんに対して、個々の発達の状態や障害特性に応じて、今の困り事の解決と将来の自立と社会参加を目指し支援することです。

障害特性自体を治療することは難しいです。発達障害がある子供に対して、早くからその子に必要な支援を開始することで、いじめ・不登校・抑鬱など、意志的に起こる問題を予防していくことができると言われています。また、その子に合った方法で必要なスキルを早期に獲得し、社会生活における困難さが起りにくくなります。

忠岡町が進める養育の場所は、貝塚市三ヶ山にあるこどもデイケアいづみです。これは23年前にできたものです。その14年後に自閉症児支援センターw a v e も開設されていて、今は南大阪地区の療育の中心の施設となっております。

2017年、厚生労働省告示第116号において、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を獲得するための基本的な指針が出ました。2020年、平成32年度までに児童発達支援センターを市町村内に少なくとも1か所以上設置するということを基本とする内容でした。忠岡町は未設置のままであります。お隣の泉大津市では、去年、「にじっこ」ができました。泉大津市民優先ということで、忠岡町民は今も利用できていない状況です。また、市町村単位でつくってほしいということなので、ぜひ、忠岡町にも設置してほしいという町民の方の声があります。今も設置を望まれています。身近にある市町村での公の療育に意味があります。忠岡町はデイケアいづみに委託しており、今も数人が通

園し、療育を受けています。

忠岡町役場の玄関前にバスが発着しているのを、皆さん御存じだと思います。片道30分以上、バス停ごとの途中乗車があると約1時間かけて通園されています。はつきり言って遠いと思います。入園式から始まり、参観・懇談・イベント・個別療法があれば、保護者はその時間に合わせて車で通っているはずです。個別療育は約40分間、その時間のためだけに片道30分、往復1時間かけて親は通っています。

約20年前、忠岡町からも8名程度、同じ時期に通園していました。5クラスありました。知的が三つ、肢体不自由さんが二つのクラスでした。知的は、基本、単独通園ということで、子供だけをバスに乗せての通園、保護者はバス停のある岸和田市中井町、今は桜珈琲があるとこ、そこまで。忠岡にはありませんでした、そこまで子供を送迎していました。当時、肢体不自由の2クラスの保護者さんは、親子通園ということで一日中一緒に過ごして、保護者の自由がなかったと思います。結果、貝塚まで通うのは親子共々時間がもったいないと言えると思います。

岸和田市のパピースクールも20年以上前からあり、利用は岸和田市民のみです。保護者負担が大きくて、今は利用者が減っていると聞いています。今のニーズには合っていません。療育をする保護者への負担が大きいのです。大抵2歳から通園を始めて4年間、肢体さんなら0歳から始めて最長6年、遠い貝塚まで通っていくことになります。正社員で働くことは難しいです。保護者にキャリアがあったとしたら、この時点で諦めなくてはいけない状況になります。以前は遠いところで療育するのが当たり前、今のようなネットで買物もできない時代、障害のある子がいれば、買物もできず、身動きが取れなく、子供を預かってくれるところがなく、困っていました。唯一使えるのがタイムケア、その頃、和泉市や近隣にはあったと聞いています。忠岡にはませんでした。

タイムケアが忠岡にあれば助かると思っていた矢先、12年前に障害児療育が大きく変わりました。12年前の2012年4月に児童福祉法が改正され、障害児が身近な地域で適切な支援を受けやすくする目的で、障害種別に分かれてたサービスが一体化しました。これが児童発達支援、放課後等デイサービスのことです。この事業所が各市町村に民間で開業し始め、松原市や堺市、岸和田市にもできました。児童発達支援と放課後デイサービスを利用できることになり、忠岡町にもできています。

そこで、児童発達支援事業と児童発達支援センターとは違うっていうことをお伝えしたいと思います。児童障害児通所支援事業は、障害児が通う障害児施設の事業の総称で、主に四つあります。一つ目は児童発達支援、未就学児、主に0歳から6歳までの支援を有する児童が通う事業、二つ目は放課後等デイサービスです。就学児、主に小学生から高校3年生の支援を必要とする生徒が通う事業です。三つ目は保育所等訪問支援、四つ目は障害児相談支援があります。

児童発達支援と放課後等デイサービスを兼ねている事業所は多く、午前中に未就学児を

預かり、放課後以降に小学生、大きい子供を預かる事業です。夏休みなどの長期休暇のときは朝から夕方まで預かってくれるサービスになります。忠岡町にも民間で数か所あります。

児童発達支援センターのほうは、それらの機能を専門的に生かしたものを持った上に、プラス、地域支援機能があるものになります。地域支援機能は二つあり、一つ目は保育所等訪問支援、保育所など学校に障害児を預かる施設へ援助や助言を併せて行うことになります。二つ目は障害児相談支援です。地域の障害者やその家族への相談です。しんどい状況で相談をします。気持ちをくみ取ってもらうところです。療育が必要と分かったとき、スムーズに療育を進めてほしい。この二つを含め、利用者の利便性を考慮したワンストップ対応ができるのが児童発達支援センターになります。地域支援機能は欠かせない事業であります。

昨年6月の議会では、子供の相談窓口が多岐にわたり、たらい回し感があることをお伝えいたしました。また、児童発達支援センターの設置も要望いたしました。9月議会では、令和5年4月開設した、先ほど言いました、泉大津の児童発達支援センターのにじっこの視察、適応教室のソレイユとの合同使用をした公民連携の提案、サポートブックの必要性を訴えました。12月議会にはインクルージョンの大切さ、子育て支援センターのひだまりの視察、町内に三つある子育て支援センターの特化機能はいかがでしょうかとお尋ねいたしました。また、特定こども園でのインクルージョンはできないものかと。そして、今年6月議会には、グレーゾーンの子の生きにくさ、早期発見・早期療育の大切さを訴えさせていただきました。そして、本町は今年1月の機構改革で子供に関する窓口を一つにするといった、こども課の設置を進めていただけました。サポートブックもできました。打てば響くスピーディーな杉原町政であるということを実感しました。

実際、忠岡には児童発達支援・放課後等デイサービスの事業所が数か所あります。そして活動しております。機能訓練に特化した事業所、学習に特化した事業所があります。地元、忠岡の子よりも近郊の子が利用している状況です。お子さんの困り事があり、受給者証を発行してもらい通所しています。

とても多い事例が、困ってから通所するということです。集団生活に入る前は、集団に入ってこじらせてからサービスを受けているそうです。困りと生きづらさを持ちながらその子なりにやってきたことが、裏目に出で收拾がつかない状況からの療育で、その癖を直すところからのスタートになります。本人も支援者も非常にしんどいそうです。嫌な体験を重ねてしまい、フラッシュバックなどを起こしてしまうこともあります。その子の特性が早く分かり療育できていれば、そんな嫌な思いをせずにすんだはずです。生きにくく、育てにくいわけですから、保護者も、知らず知らずに虐待に近いこと、「なぜできないの、なぜ言うことを聞けないの」となり、その子に暴言や暴力を振るってしまったこともあると思います。親子でしんどい時期を過ごしていたということになります。二次被害や虐待

を防ぐためにも早期療育が必要です。

忠岡の社会資源として人材とノウハウはあります。中心になるセンターができれば、事業所も旗振り・連絡・検証を行い、情報共有ができます。今の状況では、民間の事業所には、こども園や小学校、教育委員会などが情報を渡すことができていません。子供の困り事の情報が共有できていません。センターなら信頼感もあり、保育所等訪問や、保護者も安心して相談しやすく、相談支援の入口にもなります。センターがあれば、早期発見・早期療育ができ、0歳から6歳の児童発達支援がスムーズにワンステップで進みます。

ちなみに、忠岡町児童発達支援の受給者証を持っている人数は、こちらの障害福祉計画の第三期にも載っております。令和3年では11名、令和4年では16名、令和5年では17名、今年の令和6年度の見込みが20名です。令和7年度は23名、令和8年度は26名と見込んでいます。年々増える見通しです。まだまだ氷山の一角のはずです。

そこで何度もお伝えしています。児童発達支援センターの設置を要望いたします。お考えのほうはいかがでしょうか。お願いいたします。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議員お示しの児童発達支援センター設置に際しましては、最低定員数としまして20名ということになっております。そう考えますと、職員の配置必要人数としましては、最低でも管理者として1名、児童指導員及び保育士として5名、その他専門職が4名、栄養士1名、嘱託医1名、保健師もしくは看護師が1名、さらに事務員等々、送迎等を行う場合にでも運転手が必要ということで、全体でも14、5名の職員の配置が必要ということになります。

また、施設としましても、大阪府の条例に基づきまして、児童1人当たり3平米以上のスペースの確保の必要があるということで、訓練室だけでも最低60平米以上が必要ということになります。

加えて、園などと同等の園庭や遊戯室・職員室等のスペースが必要ということで、本町におきまして単独での児童発達支援センターの設置は困難であるというふうに考えております。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

分かりました。単独の児童発達支援センター設置となればなかなか難しいということを再確認しました。

センター設置が難しいというならば、センターに沿った中身だけでも町内で実施されているのか、お尋ねしたいと思います。令和24年度の法改正において、地域における障害

児支援の中核的役割を担う、具体的な役割機能が明確化されました。下記の内容についてのことです。

1番、幅広い高度な専門性に基づく発達支援、家族支援機能について、これを行っているのか。

2番、地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ、コンサルテーション、これは機能支援内容などの援助機能についてです。

3番、地域のインクルージョン推進の中核機能、地元の子どもたちと一緒に過ごす機会があるかどうかです。

4番、地域の発達支援に関する入口としての相談機能です。

以上4点についてはいかがでしょうか。まとめて答弁をお願いいたします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

発達支援・家庭支援機能に係る本町の取組としましては、保健センターにおきましてさくらんぼ教室を開催しており、保健師や発達相談員も一緒に教室に参加し、体操・手遊び等を通じ、子供の状況を実際に確認しながら保護者の方とコミュニケーションを図ることで、保護者が気になることや子育てに関する助言をするなど、保護者と子供の関係性をより良くするような取組を行っております。

また、こども園においては、今年度からではございますが、大阪府の制度である発達支援拠点の障害児通所支援事業等育成事業を活用し、先ほど、議員からもありましたが、自閉症児支援センターw a v e からアドバイザーを派遣していただき、保育士への具体的な支援方法の助言や研修会の開催などの取組を新たに開始したところでございます。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

分かりました。本町では、発達支援・家族支援はさくらんぼ教室で行っていただけることということ、また、自閉症児支援センターのw a v e から助言や援助を受けることができることということですね。分かりました。

実は、この8月20日に田尻町のたじりこころ園に、大阪維新の会議員団3人で視察に伺いました。たじりこころ園は、福祉センターのフロアの数か所利用し、11名が通園していました。障害児通所支援事業は田尻では一つしかありません。田尻町は人口約8,5

00人、約3,780世帯で、忠岡町は約1万6,500人、約8,000世帯なので、役半分の人口です。

たじりこころ園での現状利用は、集団療育が11名、個別療育が12名です。23名が利用されているということです。早期療育の提供のため親子教室に保育士を派遣し、発達支援の必要な児童及びその保護者に対して、障害児支援の敷居を低くすることに成功されていて、23名という数字は極めて100%に近い数字だそうです。

田尻町では、平成27年から約十年、早期発見・早期療育を実施し、実績があります。ですが、田尻では児童発達支援センターができていると思っていましたが、まだ未設置でした。それは、人口八千人ほどの市町村で地域性が生み出した形があり、設置するには費用対効果が悪い。また、人員不足に陥りやすい業界であるのに、より多くの人員を求められるので、事業維持が難しい状況ということだそうです。で、未設置ということです。

しかし、先進的に、今年ですね、令和6年度報酬の改定があり、大阪府で一番に新設された、中核機能強化事業所加算を算定できる事業所となりました。自治体が認可しないと申請ができないというので、田尻町から認可をいただいたそうです。障害児支援についての中核施設であることを公言できるようになり、園や学校、事業所や、その他子供に関わる全ての人に対し、公に研修会の提供や悩み相談の窓口として活動ができるようになったそうです。身近に田尻町に先進の事例が実在していました。

そこで、忠岡にある民間の事業所との公的機関は連携ができていません。今、インクルージョン推進を図るためにも、民間事業所を含めて、障害児療育の施策の強化を町として進めていただきたいと思います。教育委員会やほかのところと連携できるのが児童発達支援センターの設置です。でも、それができないのでは、もう今できるもの、それに近いものという形で、田尻町を前例として、町の中の資源ができるところから少しづつ、一歩ずつ始めていくのはいかがでしょうか。

そこで、この田尻町の先進的な手法として、令和6年度から始まった中核機能強化事業加算について、町としてはどうお考えでしょうか、お聞かせください。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議員仰せの田尻町の取組につきましては、一定理解し、必要性についても認識しているところでございます。議員お示しのような、手を挙げてくれる事業所が出てくれれば、本町のルールにのっとった上で、公平公正に取り扱いていきたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願ひいたします。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

分かりました。前向きに考えていただき、ありがとうございます。事業所を新規に公募するのか、新たにつくるのか、もしくは今、既存の法人の中で町が責任を持って設定した上で、地域の療育の中核になる法人をつくっていくのかというところも考えていくたいたいです。

子供たちの将来の自立と社会参加を目指し、ぜひ、地元忠岡での障害児療育の強化をよろしくお願ひいたします。

次に、第2番目の質問に入ります。内閣府が2023年に発表した調査で、15歳から64歳で引き籠もり状態の人が146万人いると推測されています。自室からほとんど出ない、近所のコンビニなどには出かけるなどといった状態が6か月以上続いている人で、およそ50人に一人にあたります。

引き籠もりの原因は様々ですが、5月15日に実は東京に伺い、内閣府厚生労働省社会援護局地域福祉課引き籠もり支援専門官から、大阪維新の会忠岡町議人団3名と一緒に東京に行きレクチャーを受けてきました。引き籠もり対策に対しての忠告をさせていただいたんですが、この専門官、開口一番、引き籠もり対策ではないよ、引き籠もり支援などよっていうふうにおっしゃいました。一般的に39歳までは人間関係が多く、40代以降は退職・病気や人間関係など環境により誰にも起こり得ることなのです。

そこで、支援専門官によると、国はより身近な市町村域で相談窓口の設置と支援内容の充実を図っているそうです。それを都道府県がバックアップするという形を構築しているということです。町として、引き籠もり支援に特化した事業など、どう取り組んでいるのかをお教えください。お願ひいたします。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

町として、引き籠もりの実態につきましては現在のところ把握しておりませんが、引き籠もりに至った原因は何かのきっかけがあり、また、その背景には生物学的要因や心理的要因、また、社会的要因など様々な要因が絡み合って影響しているものと考えられております。また、引き籠もりの問題につきましては、その家庭にとりましても大変デリケートで複雑な問題であるため、本町のように小さな町では表面化しにくく、支援には様々な課題があるものと考えております。そのため、引き籠もりの状態にある方やその家族の悩みを解決するためには、まずは相談先を知っていただき、外部とつながっていただくことが重要であると考えております。

本町におきましては、福祉関係であれば、福祉課窓口や福祉課に在籍するコミュニティソーシャルワーカー、児童生徒であれば教育委員会の窓口などで相談していただければ、その相談内容によって大阪府引き籠もり地域支援センターを紹介したり、社会参加・自立が困難な青少年やその家族に対する相談や居場所の提供などの支援に係るノウハウを有するNPO法人等で、大阪府子ども若者自立支援センターの登録団体であるNPO法人大阪若者就労支援機構OP'S岸和田などを紹介してまいります。また、生活困窮による引き籠もりであれば、大阪府貝塚こども家庭センターのハートほっと相談室がありますので、適切な援助が受けられるよう、引き続き周知してまいります。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

分かりました。岸和田市にOP'S、そして貝塚こども家庭センターのほっと相談室を紹介してもらえるということ、分かりました。

それから、引き籠もり支援専門官からいただいた資料の中に、他市のことなんですが、令和5年度、和歌山県では引き籠もり支援ステーション、事業が和歌山全体の8割、9市17町が支援事業を行っておりました。大阪府は豊中市と枚方市の2市だけ、田舎と言うと語弊がありますが、近所とのつながりが深いところでは引き籠もりを表にできないというところもあるかもしれません。広域で支援していくことも大切だと思われます。

それから他県の事例なんですが、8050問題です。洗濯物を干していないことを近所の人が気づき訪問したことで発覚した、50代女性の事例のことです。40代後半から50代になる数年間、一人娘ということで、両親の年金だけの収入で、日々の生活を介護に集中し、両親二人を最後まで看取りました。その後の充実感、喪失感、死に関して無関心になり、自分の将来を考えることができず、自分の終活に向かっていったそうです。まだ若い50代の人が終活を考えたそうです。行政にSOSを出す考えもなかったそうです。収入がないため、携帯電話を切り、光熱費を基本料金だけですむように削り、食事を減らしてしまい、飢餓に近い状態だったそうです。初めは心のシャッターも閉ざしていて、心身とも痩せ細り、あらがう元気もなかったそうです。近所の方が1か月間、毎日、食事を運ぶ訪問を重ね、徐々に心を許し、行政に相談してからはスピードイーにすぐに窓口につなげていってもらえたといふことです。

このように訪問することで一人の命を救えました。引き籠もり、閉じこもりの方を見つけて、心を開いてもらうことなど、ぜひ、人生の再生可能、やり直しをしていくことができます。忠岡町にもなってほしいと思っております。

アウトリーチを国が進めています。アウトリーチというのは、様々な形で必要な人に必

必要なサービスと情報を届けることです。対象者の把握だけにとどまらない、生活困窮者は自らSOSを発することが難しい場合が多いです。手を伸ばすこと、公機関などによる地域への出張サービスのことです。今は難しいとは思いますが、行く行くはアウトリーチができるように進めていってほしいと思っております。

それから新聞記事によります。8月9日のことなんですが、「引き籠もりさんへの手紙」という新聞記事が読売新聞がありました。これもまさしく8050問題です。以前にお便り特集をした際、30年引き籠もり生活をししていたという千葉県のユキヒコさん、52歳のお便りを掲載したそうです。ユキヒコさんは不登校から始まり、母に頼り切って30年引き籠もっていたそうです。母が倒れて入院して一人になりました。最近、発達障害と診断され、地域医療と福祉サービスに支えられています。働けたらよいなとは考えているますが、母と離れた心理的負担と心細さもあって動けず、外出が難しいそうです。幼稚園から周りとうまくやれず、可能性をむしり取られたという強い思いがありますが、それを手放して羽ばたいていきたいというお手紙でした。

そのお手紙へたくさんの反響があったそうです。ユキヒコさんが最近、発達障害と診断されたと書いたからでしょうか。発達障害や精神疾患をお持ちの方のお便りが目立ったそうです。投稿することで書いた人自身も少し楽になったと思います。1mmの糸でもいいからどこかにつながっておく、できれば親が元気なうちに。公的機関やNPO法人などがつくる居場所があります。地域の清掃活動などのボランティアでもいいです。独りぼっちにならないつながりはやはり必要だと思います。みっともない、自己責任といった言葉で追い詰めない。人を頼ることが許されないような社会は駄目です。でも、こぼれてもアウトじゃない、自分で自分を追い詰めない、生きづらさを抱えたままでも、我慢せず、もう少し楽に生きていってほしいんです。そういう内容でした。

また、5月9日の記事によりますと、引き籠もりの人たちが安心して体験や悩みを語りあえる場所っていうのは、やはり経験者の方がつくる居場所ということが分かりました。経験者の方がつくる居場所というところで、自治体の場合は本名記入などハードルが高いそうです。参加しなかったり、身近な地域に自治体主催の居場所はなかったりという事情があるそうです。個人の運営では周知などには課題がありますが、運営者同士で情報交換して乗り越えようという取組が出てきています。誰でもふらっと立ち寄れる場所です。自分のことをさらけ出しても大丈夫だと思える居場所、経験者が語るところはよいと感じる人が多く、各地に広がってほしいと話しているそうです。

また、この8月23日、私たちみんな委員団で町村議会研修会に伺いました。そこでは持続可能な地域づくりを実現するためにというテーマがあり、高崎経済大学 櫻井恒矢先生のお話を聞くことができました。当事者が主体となる働きかけが大切で、会議ではなく、話合いをする、助けられる側から助ける人に変わるということができるということ、また、承認されると強くなり、その方は社会参加ができるようになり社会を支える側になります。

そこで、社会を支えていけるまちづくりを忠岡町でも一緒に考えていくだけまでしょうか。ご対応をよろしくお願ひいたします。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議員お示しのそれぞれの地域での先進事例等につきまして、調査研究を進め、本町に合った、本町ができる形での支えていけるまちづくりをつくってまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願いします。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。皆さんに参加してもらえる、そういった町、忠岡町ならではできると思います。こぢんまりとした、みんなで助け合っていける町でございますので、ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

では、第3番目に入ります。これは福祉避難所についてです。令和6年8月8日午後4時43分、宮崎県沖の日向灘を震源にマグニチュード・・・の地震が発生いたしました。気象庁は8日、初となる南海トラフ地震臨時情報巨大地震注意を発表いたしました。少なくとも1週間は地震への備えを再確認するよう働きかけました。15日には、無事何もなく臨時情報は完了いたしましたが、大規模地震の懸念がなくなったわけではありません。

気象庁によりますと、世界で1904年から2014年の間に起きた、国際的な単位、モーメント・マグニチュード換算で7以上の地震は1,437回あり、その後、震源から50キロ以内で7日以内に起きた7.8以上の地震は6回ありました。国内では、2011年に起きたマグニチュード9の東日本大震災の2日前に震源域でマグニチュード7.3の地震が起きていたそうです。ということで、今回の臨時情報は、南海トラフ地震の想定震源域で一定程度の地震が起きた後、その後に来る巨大地震に備えるために2019年5月に運用が始まりました。

地震が発生した直後は大きな地震が起きる可能性が最も高いです。莫大な被害が予想される南海トラフ地震の発生の可能性が相対的に高まっているということで初の臨時情報が出されたそうです。その後も、8月9日午後7時57分、神奈川県西部、震度5弱、8月19日午前0時50分、茨城県北部、震度5弱など地震が起きております。

特に避難が難しい高齢者・障害者・障害児が利用できる福祉避難所について、町としての防災への取組・課題・対策、町ではどう考えていらっしゃいますでしょうか、お伺いいたします。

町長公室（南 智樹町長公室次長兼自治防災課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

南町長公室次長。

町長公室（南 智樹町長公室次長兼自治防災課長）

本町では、災害時におきまして開設する指定福祉避難所は役場の2階、保健センターとなります。福祉避難所では、高齢者や障害のある方及び妊産婦など特別な配慮を必要とする方やその家族などを対象とした避難所となるものでございます。

先般、8月19日及び20日の2日間にわたり、全庁的に各部局におきまして組織全体の災害対応能力の向上を図るとともに、防災行動を起こすことにより災害対応への意識向上を図ることを目的に、台風や豪雨などの発生前から予測が可能な災害において、いつ、誰が、何をするのかをあらかじめ時系列にまとめた防災行動計画、いわゆる本町における風水害タイムラインの運用訓練を行いました。

保健センターにおきましても、福祉避難所としての開設訓練を行い、ダンボールでの間仕切り、簡易テント・簡易ベッドをはじめ、福祉避難所に特化した設営を行ったところでございます。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

分かりました。早速、訓練をしていただいてたということで安心いたしました。福祉避難所としての開設訓練も行っていただいて、パーティションをお願いしようと思っていたところも先に考えていただいて、しかもダンボールでの間仕切りもしていただけるということで安心いたしました。

それから災害時においてなんですが、災害時において福祉避難所が発災時から、災害が起きたときから開設するものなのでしょうか。お教え願いますでしょうか。

町長公室（南 智樹町長公室次長兼自治防災課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

南町長公室次長。

町長公室（南 智樹町長公室次長兼自治防災課長）

福祉避難所の開設につきましては、当初から開設せずに、まずはふれあいホールを避難所として開設いたしますが、災害時等の状況をはじめ、その時々の状況も十分考慮しながら、必要に応じ福祉避難所の開設をすることになりますので、よろしくお願いをいたします。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

分かりました。福祉避難所は二次的に避難所であるということだと思います。それですが、忠岡町でもこの8月25日の夜の落雷、すごい雷が落ちたと思います。その際、一部、忠岡町でも停電が起きたと聞いております。また、8月27日辺りに台風10号が来るっていう予報があり、ずっと皆さん待っていたと思いますが、8月末までゆっくりと強い台風が来る来ないと言いながら、近畿はまだ被害は受けていませんでしたが、ほかのところは線状降水帯で被害を受けた方々もあったということで、やはりちょっと想定外の自然災害は怖いものだと自覚しております。

そういう今、忠岡町の総合防災マップの冊子、こちらがあります。これの29ページの「避難のタイミングと」いうところがあります。警戒レベルとして、波巨大地震が発生したときは紫色のレベル4になります。ですが、今回のような台風などで予想できる風水害被害の場合はレベル3、赤色避難になっていて、そこには高齢者や障害のある人や乳幼児、避難に時間がかかる人用に第3のレベルがございます。このレベルの場合でも福祉避難所というのを開設していただくことは可能なのでしょうか。よろしくお願ひいたします。

町長公室（南 智樹町長公室次長兼自治防災課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

南町長公室次長。

町長公室（南 智樹町長公室次長兼自治防災課長）

本町の防災マップにおける警戒レベル3におきましては、高齢者、障害のある方など、避難に時間を要する方々が対象でございまして、まずは危険な場所から避難していただき、災害の状況にもよりますが、自宅等の2階への垂直避難や避難場所、また、安全の確保ができる親戚または知人宅へ身を寄せるなどの避難行動を取っていただくものでございます。

福祉避難所の開設時期につきましては、先ほども申し上げましたが、その時々の状況や必要性を十分考慮した上で開設となりますので、よろしくお願ひいたします。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

分かりました。とにかく避難するときは近くの避難所にまず行くということが大事ということですね。それと、住民の方にはぜひこの防災マップを活用していただきたいという

こと、そして情報が大事だということをお伝えしたいと思います。行政の防災無線やエリアメールにも注視していただきたいと思います。

昨日ちょうどです。9月3日、大阪880万人訓練が実施されました。大阪府から府内全域に、忠岡町からも町内全域を対象に緊急速報メールがありました。まず大阪府から届き、忠岡町、岸和田市、最後に泉大津市から三つのメールが入りました。皆さん、気づきましたでしょうか。三つ目の泉大津市には特徴がありました。それは、ほぼほぼ平仮名だったと思います。誰でも読めるようにしたのでしょうか。そういうふうなちょっとした工夫が大変大切だと思います。そういうことにも訓練は必要だと思います。

避難所はもちろん、福祉避難所では個々に配慮ができる女性目線、声を入れていただくよう、そしてプライバシーに配慮した環境づくりをお願いしたいと思います。

最後に、前々回の3月議会で避難困難者の名簿作成、マッチングなどを自治体で考えていただきたいという要望を、私、出しました。この夏休みなんですが、町内の自治会で子供たちを対象にテーマパークの日帰りバス旅行を提案し、実行していただきました。積極的に、障害児はもちろん、障害者の親子の参加を促していただきました。災害があったときにお互いを知っておきたいという趣旨です。チラシの配布、支援学校のバス停や自宅訪問など誘われたそうです。結局、オムツ交換があるから荷物をたくさん持っていくかいいといけないからと断られてしまったそうです。

その中で1組だけ参加したその親御さんは、周りに気を遣ってしまい、「すみません、すみません」を連呼していたそうです。テーマパーク自体は楽しめたそうです。皆さんの中に入るというのはとても勇気のいるものです。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員、申し訳ないですが、簡潔にお願いします。

10番（尾崎 孝子議員）

はい。それでは終わります。受け入れる側も人柄を知らないということは怖いと思います。ということで、ちらしの配布で関わっていただき、自然と入っていける環境をつくっていただきることが大事だと思います。町全体で共生社会、みんなが顔を知っているような状態、インクルージョンをつくっていっていただきたいと要望いたします。

そして皆さん、そうですね、福祉と防災は、災害弱者はどう守っていくべきなのか、また、自治体としては、東日本大震災では障害者手帳を持つ人の死亡率がとても高かったそうです。広域避難ですね、1月の能登半島地震では海側の施設が大破したということで、広域避難・・・

議長（北村 孝議員）

尾崎議員、3回目まで、4回目の質問と受け止めますので。

10番（尾崎 孝子議員）

はい、終わらせていただきます。

議長（北村 孝議員）

・・・もう時間もきてますので終わってください。

10番（尾崎 孝子議員）

では、失礼いたします。終わらせていただきます。

議長（北村 孝議員）

以上、尾崎孝子議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、前川和也議員の発言を許します。

前川議員。

9番（前川 和也議員）

よろしくお願ひいたします。本日は9月の4日ということで、暦の上で秋ですけどもですね、まだまだ暑い日が続くと、今日も本当に暑いですよね。というところで、暑さにちなんだ質問から入りたいなというふうに思います。

まずは熱中症対策についてであります。通告書にも記載しております熱中症アラートですが、熱中症の危険性に対する気付きを促すことを目的として、気象庁と環境省が共同で発表する情報でございます。令和3年から本格運用がされているということで、暑さ指数、WBGTと言いまして、温度とは違う、気温とは違う指数がありましてですね、この指数が33に達する場合に発表されるということで、本当に暑い日に発表されるものでして、本格運用が始まった令和3年はですね、全国で発令の数が延べ613回、令和4年度が延べ889回、令和5年度は延べ1,232回であり、今年度は、まだ途中でありますけども、既に1,400回を超えていると、こういうことであります。

そこで、行政が行う熱中症対策の一つとして指定暑熱避難施設、片仮名で言いますとクーリングシェルターというものがございまして、気候変動適応法第21条において、市町村長はクーリングシェルターを指定することができると定められているということです。冷房設備を有するなどの要件を満たす施設を誰もが利用できることで、暑さをしのぐことができる施設として市町村長が指定することですが、先月の8月の下旬の時点で、大阪府内では約20の自治体で約600か所指定されているということですが、本町では現在、今の時点ではその指定扱いがございません。

そこで、本町においてもですね、このクーリングシェルターの指定作業を行い、いざというときに住民さんに開放できるように整備する必要があるかなと思いますが、いかがでしょうか。本来なら、この質問というのは6月議会ではすべきかなというふうにも思うんですけども、私自身、その時点ではですね、勉強不足、不勉強でもあり、結果的にこの夏の設置は7月・8月となかったもので、来年っていう意味も含めてですね、この促す意味でさせていただく次第であります。よろしくお願ひします。

産業住民部（小倉 由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

昨今の気候変動により熱中症による健康被害が増加しており、近年では年間千人を超える方がお亡くなりになっている年も発生しております。また、地球温暖化が進行すれば熱中症による被害がさらに拡大するおそれもあり、熱中症対策の強化が必要となっているところでございます。

こうした背景を踏まえ、政府では気候変動適用法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部が改正され、同法第21条では、熱中症による人の健康に係る被害を防止するため、市町村の冷房設備を有する施設を指定暑熱避難施設、クーリングシェルターとして指定することができるとされ、令和6年8月の時点で府下18市で施設指定されているところでございます。

本町といたしましても、近隣市でのクーリングシェルター設置場所等の状況を調査し、また、施設管理部門とも協議をしたところですが、スペースの確保や備品類の調達など、結果的には今年度の設置はかなわなかったところでございます。

先日、本町消防本部で確認したところ、この夏におきまして熱中症関連での出動回数は少ないわけではないというふうに聞いておりますので、来年度の夏にはクーリングシェルターの設置及び公表に向け調査及び関係部署との協議を進める方向でございますので、ご理解をお願いいたします。

9番（前川 和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

来年度はということで、非常に設置していただけるのかなというふうに聞いておりました。設置するにも要件がありますので、本町におきましては、この役場でありますとか文化会館とかそういったものが対象になってくるのかなというふうに思います。

今、消防さんのお話もありましたけれども、私もですね、事前に消防さんのほうに問い合わせしまして、熱中症あるいは熱中症の疑いが濃い患者さんの救急搬送を忠岡消防が出動した件数なんですが、7月から9月の3か月間に絞ってですが、2021年は22件と、2022年は29件、2023年は30件、今年は7月・8月の2か月だけで25件が既にあるということで、9月を入れると昨年を超えるだろうなということで、年々やっぱり増えてるんですよね。ということで、やはりこういった設備・施設も必要か

なということで質問させていただきました。

またですね、指定でありますとか設置するだけじゃなくて、これからさらに調査・研究をされるかと思いますが、運用についても指針が出ております。実際にそのシェルターを利用された方で具合が悪くなったりとかする方も想定されます。そういった方が発生した場合にどういうように対応したらいいのかというふうに事細かにマニュアルもなされておりますので、そちらの方もぜひ調査・研究していただきながらですね、クリーリングシェルターを設置すべきだっていうふうに思いますが、どうでしょうか。もう一度、お願ひいたします。

産業住民部（小倉 由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

具体的な日時は覚えておりませんが、住民人権課の待合スペースで熱中症のような症状を発し、一時的に体調を崩された方がおられる場面に居合わせたことがございます。その際、窓口職員は迅速に救急車の手配、水の確保、保健センターへ保健師の応援要請を行い、駆けつけた保健師によって意識の確認やけがの有無の確認、血圧の測定などを行い、救急隊へ引き継いだところでございます。

また、現在では庁舎1階には、体調を崩された方が利用できるよう、簡易ベッドも備えているところでございます。

今後も来庁者の異変を感じた際には、応急的な対応ができるよう、庁内の連携を図ってまいります。

9番（前川 和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。実際にそういった方もおられたということで、シェルター設置に向けてですね、いいシェルターができるようにしていっていただけたらなと思います。

シェルターではなくて、クールオアシスというのも大阪府は指定をしておりましてですね、これは民間の施設なんですけども、本町におきましては、コンビニでありますとか薬局がそのクールオアシスしてご提供いただいてるということで、民間の方でしていただいてるので、ぜひ、行政としてもすべきだということで質問させていただいた次第です。

次に、災害対策についてであります。先月8日ですね、先ほど、尾崎議員からもありましたけども、日向灘にて発生しました地震により南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意

が発表されました。また、年明け、年始にも能登半島大震災があり、本当に災害対策への意識っていうのは日々高めていかなければならないというふうに改めて感じた次第です。

今回のこの質問通告をしてから、答弁を考えておられるとき、先週ですね、本当に台風、非常に速度の遅い台風も来ましてですね、自治防災の皆さんにはですね、対応しながら、多分、答弁をつくっていただいたかなというふうに思いますので、まず、本当にありがとうございました。

この後もですね、様々なたくさんの方の議員から災害に関する質問をされるかなと思いますけども、いろんな観点・角度から質問されて、また、それらが生きてくればいいかなという思いで質問をさせていただきます。

私からは3点ありますですね、まずは災害協定、協定です、についてお尋ねいたします。まずは杉原町政下で、この4年で締結した災害協定数ですが、これ、どれぐらい増えましたでしょうか。最後はですね、これ、ホームページも公開されていたかなと思います、車両の移動に関する協定というのが、民間の自動車関連の組合さんと結ばれたかなと思うんですけども、その推移、まず教えていただけますか。

町長公室（南 智樹町長公室次長兼自治防災課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

南次長。

町長公室（南 智樹町長公室次長兼自治防災課長）

杉原町長就任後、8件の災害協定を締結してございます。

以上です

9番（前川 和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

4年で8件ということありますけども、やはりこの協定はもっと増やしてですね、本町のライフラインって言うんでしょうかね、命綱とも言いましょうか、何本も増やすべきでありますね、また、先方より締結しませんかという依頼があってからじゃなくて、こちらからの攻めの姿勢というか、積極的に、本町に足りない、あるいは強化したい部分の協定を締結していくということが必要かなというふうに思います。

先般のその自動車の移動に関する協定も、先方からのやはりアプローチがあって結んだかなというふうに思うんですけども、例えばですね、本町が結んでいる災害協定の一覧というのがホームページで公開されてますけども、足りない部分とか、強化すべきだと思う部分はですね、例えば遠方の自治体、大阪府内のいろんな自治体とですね、災害の対策の

あらゆる協定を結ばれてますけども、大阪府から出て、南海トラフの影響を受けないようですね、遠方との自治体でありますとか、もしくは啓発に関する部分でありますとか、あと、物品とか、食料の調達ですね、これに関する協定なんかをもっともっと強化していくはどうかというふうに思います。見落としがちな分野の災害時応援協定の例というリストもありますので、これは改めてまたお話ししたいと思いますが、積極的な本町に足りない部分の協定の締結について進めていくというお考えはどうでしょうか。

町長公室（南 智樹町長公室次長兼自治防災課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

南次長。

町長公室（南 智樹町長公室次長兼自治防災課長）

大阪府外の遠方自治体との協定数につきましては、現在、東京都羽村市・神奈川県真鶴町・愛知県清須市・京都府大山崎町・兵庫県播磨町の5団体と災害時相互応援協定書を締結しており、災害時には応援要請に基づく人的・物的支援等についての協定となってございます。

今後におきましては、現在、災害協定の締結している中におきましても、遠方自治体との協定も含めて、不足している内容等も十分確認の上、精査し、災害協定締結の展開をすべく取組を行ってまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いをいたします。

9番（前川 和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

ぜひ、これは求めたいと思います。民間団体・民間企業にとってもですね、この協定を結ぶということは非常に意義のあることとして、社会貢献の整備というPRにもつながるわ�ですから、だからこそアプローチもあるわけで、積極的に本町としても動ける分野ではあるかなというふうに思いますんで、ぜひですね、災害協定の数を増やしてみてはどうかなというふうに思います。

増やせ増やせと申し上げましたけども、災害協定についての課題っていうものもありますですね、それは何か。結んだはいいが、締結をしてそのまんまということあります。もちろんですね、この協定というのは発動されないのが一番いいわけですけども、点検といいますか、定期的にその結んだ締結先との連絡をしあったりですね、確認をしあったり、見直しですね、こういったものがされない、されていないという自治体も結構多いみたいでして、本町でも一気に全てというわけにはもちろんいかないと思いますけども、実効性の確保の取組の観点からも重要であると思いますが、この点、いかがでございましょうか。

町長公室（南 智樹町長公室次長兼自治防災課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

3回目の質問です。

南次長。

町長公室（南 智樹町長公室次長兼自治防災課長）

協定締結先との点検や内容の確認等につきましては、今現在、約70の協定を締結しており、全ての協定先に対しての点検等はできてはございませんが、今回の台風10号接近に伴い、防災資機材等をはじめ、締結している項目の確認や本町の現状に即した契約の見直しなどの必要性も十分考慮し、複数の協定締結先との内容の確認を行ったところでございます。

引き続き、平時からの協定締結先との連携を密にし、有事の際は迅速に連絡体制を確保できるよう努めてまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひをいた

9番（前川 和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

はい、安心しました。ぜひですね、定期的に今のこの結んでいる内容でいいのかどうかとかいうことも含めて、確認作業をしていっていただけたらなというふうに思いまして、この協定については終わりたいというふうに思います。

次は災害情報の発信についてであります。先ほど、尾崎議員もエリアメールのことでお尋ねがありましたけども、つい先日ですね、忠岡町の公式LINEがバージョンアップしましたということでプレスリリースがあり、内容が、現在地から一番近い避難所を検索する機能など、防災情報も充実しましたということで、災害情報発信強化の一つだなというふうに思っておりますが、私が今回取り上げるのは、防災行政無線についてです。

本町の地域防災計画でも、設置状況でありますとか、運用に関する記載がありますが、年に数回、試験放送もされていて、その度にですね、聞こえないと、聞こえにくいというご指摘もたくさんいただいているかなというふうに思います。もちろんですね、大事な発信ツールの一つとして整備や改修はしていくべきものでありますけども、やはりこの防災無線サイド、こっち側の問題だけじゃなくてですね、お家の高気密化っていうんですかね、一切、音が入ってこないいいお家、いい窓、いい壁ですよね、そういう高気密化とか、そういう素材や建築手法ですね、あとはもう、単に作業とかを熱心にしていて、音は聞こえるんだけども、何ていうんですか、耳に入ってこない、頭に残らないというようなケースも大いに本当にあると思います。

そういう場合に備えて、本町ではちゃんと別の手段もありましてですね、電話・FAXの配信サービスとか、あと、聞き直しサービスがあるわけです。そこで、多極化・多様化の観点ということで、ここでもう一つですね、この防災アプリっていうのがあります。スマホの防災アプリのこのコスモキャストの導入についてどうでしょうかということです。スマホにインストールすると防災行政無線の内容を聞くことができるというので、放送の聞き取りにくい雨の日とか、室内、外出先でも防災情報の取得ができるようになります。マナーモードにしていても音が鳴るので、イメージで言うとですね、スマホがもう防災行政無線になるんやということなんですけども、これ、お隣の泉大津でも導入されてるんですけども、結構、導入している自治体も多いですね。これ、どうでしょうか。

町長公室（南 智樹町長公室次長兼自治防災課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

南次長。

町長公室（南 智樹町長公室次長兼自治防災課長）

今、議員がおっしゃるとおりですね、防災行政無線につきましては、屋外スピーカーと住居の位置関係、近年の住居の遮音性が上がることなどの理由によりまして、屋内・室内までは聞こえにくいという場合がございまして、気象状況や地形などの影響により、音が風で流されたり、ハウリングなどの反響が起きて、聞き取りにくい場合もある状況でございます。

本町につきましては、こちらも、今、議員のご指摘いただいたとおりでございまして、防災行政無線の聞き直しの自動応答サービスや放送内容のメール配信ができるというところのお知らせも運用しておる状況でございます。

ただいま、議員ご指摘のありましたようにですね、防災放送アプリ、コスモキャストを使用すれば、防災行政無線の聞き取りにくい雨の日や室内・町外にいるときでも、放送内容をスマートフォンで確認することができるものでございますので、コスモキャストの導入につきましては、防災情報の伝達手段といたしましても大いに必要性を感じておるところでございます。

また、近隣市の泉大津市が導入しているということのご指摘もございました。これにつきましても、今後ですね、内容やコスト面等を精査し、導入に向け調査・研究を行ってまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いをいたします。

9番（前川 和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

スマホのアプリということですけども、総務省の情報通信白書とかいろんな民間会社の調査結果からですね、スマホの所有率が極めて高いということについてはもう改めて言いませんけども、スマホが直接、その無線機になると、防災無線になるということはですね、この建ってる鉄塔のこの防災行政無線の補完にもなりですね、また、LINEやホームページはとは違った情報発信手段、無線になるわけですから、そういう観点でこのアプリの有効性については検討していただきたいというふうに思っております。

そこで、多様化させるべきではありますけれども、そこにはデメリット、落とし穴も存在するわけとして、それは何かと言いましたらですね、発信する手間が増えるということなんですね。現状の災害情報発信、手間というか段取りですね、媒体ごとに違う職員さんが、違う方が取り組まれているのかどうかちょっと確認したいと思います。LINEとか無線とかホームページとか、その他もろもろですね、どうですか。

町長公室（南 智樹町長公室次長兼自治防災課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

南次長。

町長公室（南 智樹町長公室次長兼自治防災課長）

災害時における情報発信の手段といたしましては、防災行政無線の放送、ホームページ、エリアメールやLINEなどがございます。有事の際には、防災行政無線の放送、エリアメール、忠岡メールは危機管理部局で発信をしておる状況でございますが、LINEの発信やホームページの掲載につきましては企画部局が現在担っていただいているということから、情報発信の一元化がされていないというのが現状でございます。

9番（前川 和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

一元化されていないということなので、多様化が進めばそれだけ手間も増えるのかなというふうに思います。そこでですね、一斉送信システムっていうのがあります。このシステムは、その名のとおりですね、職員さんによる情報発信操作の負担軽減とたくさんの伝達手段への発信操作を迅速かつ効率的に行うシステムということです。ただ、このシステムにはもちろん費用がかかるわけで、この費用と職員さんの負担軽減と効率的発信を天びんにかけて、一度、調査研究していってみてはどうかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

町長公室（南 智樹町長公室次長兼自治防災課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

南次長。

町長公室（南 智樹町長公室次長兼自治防災課長）

議員ご指摘の、情報伝達における一斉配信ができるシステムにつきましては、発信文書等を一つ作成し入力することで、同じ文書が他の情報発信の媒体に反映され、一斉配信されるということでございますので、誤りなく、同じ文章での発信が可能となることや、媒体ごとに作成する必要もなく、煩雑になることも解消されるものと考えてございます。

つきましては、このようなシステムを導入している団体の運用状況や費用面など、今後、調査研究を行ってまいりたいと考えてございますので、よろしくお願ひをいたします。

9番（前川 和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

よろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、この災害の大項目の最後、自衛官OB等の本町関係部局への登用についてであります。これは、3年前ですね、以前、同じ質問をさせていただきました。本町では機構改革で危機管理課がなくなりまして、業務は自治防災化課へと引き継がれております。機構改革の意義については重々に理解しておりますが、やはり専門職の登用は必要ではないというふうに思いまして、今回改めて、その後、調査研究をいたしますというふうに終わつてたかなと思うんですけども、あれからどうなったのかということで質問をさせていただきたいと思います。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

本町の災害対応に自衛隊を採用のことでございますが、防災対策においては、各種計画策定・訓練の実施・啓発活動が中心になるのですが、訓練の計画等で自衛隊や消防職員等、第一線でご活躍されている部署の職員というのは大変貴重であり、意見をいただけるだけでなく、元所属との連絡役といった面でも大変活躍していただけると考えております。

しかしながら、職員の採用については、各課からのヒアリングを行う中で総合的に判断し、その職が配置されなければ業務が進まないという職を優先しているところでございまして、現在もDX化などの専門職も採用できていないところでございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

9番（前川 和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

この点についてはですね、また別の機会また取り上げたいなというふうに思いますので、またそのときはよろしくお願ひいたします。

次に、公園整備について移ります。この前の6月議会において、我が会派の今奈良議員からもですね、公園の利活用についての質問があり、その中のご回答で、公園台帳の整備について取りかかるということがありました。今までなかったということですね。土木課所管の公園は都市公園と児童遊園があるわけで、都市公園の台帳整備については都市公園法において、管理者が作成して保管しなければならないというふうに定められております。

そこで、今のこの公園台帳ですね、都市公園だけではなくてですね、児童遊園にもきちんと整備をすべきだというふうに思います。というのも、これも台帳が存在しなかったことが一因なのかなというふうに思うんですが、本格的にこれまで遊具の点検がどうもなされてこなかったということで、昨年度末ぐらいに本格的に点検し、危険度の高いものについて、都市公園、ロケット公園ですよね、ロケット公園と二つの児童遊園から遊具が緊急的に撤去されたということですが、今後は緊急撤去ということがないようにですね、平素から管理ができるように、都市公園だけではなくて児童遊園も含めて、きちんと台帳の整備を求めたいなというふうに思います。

前回の今奈良議員へのご回答ではですね、公園台帳の整備とだけ言われてたかなと思いますんで、児童遊園についても、法令で求められているわけではないんですけども、そこはきちんと求めたいと思いまして、いかがでしょうか。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城産業住民部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

産業住民部土木課に都市公園・児童遊園に関する業務が移管された時点では、公園施設に関する台帳が未整備または未作成となっており、遊具等の配置状況、設置年月日、修繕履歴等が不明瞭であり、全体像の把握もままならない状態でございました。現在は大まかではありますが、施設の配置やその状態を把握できる程度まで整理しております。

今後は、専門家による定期的な点検調査を実施する予定をしており、その報告も活用し児童遊園等の台帳を整え、今後の維持管理・更新事業に生かしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

9番（前川 和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。ぜひそのようにしていっていただきたいなというふうに思います。

次は、台帳ではなく、公園自体の整備ということについてでありますけども、緊急的には3か所、遊具を撤去してですね、緊急的ではないんですけども、この先も順次、改修や修繕が必要な箇所があるということを伺っております。そこでですね、撤去した後の計画、特にローカルネタではありますけども、ロケット公園、高月の向井田公園なんんですけども、今、撤去したままになってますけども、この先ですね、どういうような観点で整備をしてくかということをお伺いしたいなと思います。

ロケット公園というのは、公園の区分の中でも街区公園というようなくくりでして、最も生活に密着した日常圏におけるレクリエーションの場というふうに緑の計画でも位置付けられておりましてですね、本町にはまだないですね、インクルーシブ遊具というんですかね、ああいうのもいいかもしません。これも含めてですね、何かこう、どういうふうに整理していくのかなと、今、もしお考えがあるようでしたら、お答えいただきたいなと思います。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城産業住民部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

様々な公園がございます。議員お示しの子供の居場所としての公園についてお答えさせていただきます。

産業住民部が管理する各公園の規模・位置・使用状況等を調査し、年齢・性別・障がいの有無にかかわらず、誰もが利用でき、公園を利用しなかった人が行きたくなり、憩える公園を目指してまいりたいと考えております。もちろんその中には、子供の居場所という視点も含め、進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

9番（前川 和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

今、子供の居場所をいうワードをご答弁でいただきました。まさにそうなんですね。国の報告書ですね、子供の居場所に関する調査報告書、子供の視点から見た公園の現状と今後に向けた提言というものがあります。子供にとって公園というのは放課後の重要な居場所である。あるいは、他者との付き合いの中で、自然と触れ合う中でですね、自己形成をしていく空間であるということ、そして子供にとって、ルールを学び、社会性を身につける公益の場であるというようなことが、その報告書ではうたわれております。

そこでですね、本町の公園整備計画というのはみどりの計画がおおもとになっているかなと思うんですけども、そこにはですね、老朽化対策とか利活用、魅力の創造、そして自然ですね、緑被率、こういうことが書かれておりますけども、先ほどおっしゃったようにですね、子供の居場所、これは大事だと思うんですけども、この緑の計画にはこういうワードもありませんし、今申し上げた、3点申し上げた内容が少ししかないようを感じるんですね、緑の計画には。そこで居場所についてはですね、当会派の今奈良が熱心に取り組まれてますけども、子供に関する施策では必ず出てくるというのがこの居場所でしてですね、公園整備に当たってはこのような観点も盛り込んで整備していくのがいいかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城産業住民部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

緑の基本計画、その他に起因しまして、公園遊具の老朽化、それと今後の整備についてお答えさせていただきます。

都市公園等における遊具の老朽化対策につきましては、昨年度、点検調査を実施し、危険性の高いものについては今年度撤去いたしました。本町職員が業務の合間に行っている簡易な点検に加え、今後は専門家による点検調査を定期的に実施する予定をしております。なお、点検調査において不具合を指摘された遊具につきましては、令和7年度に補修・改修等を実施してまいります。

今後の都市公園等の整備に関しましては、人口減少社会や成熟社会の到来による人々のライフスタイルの変化、生物多様性や環境への意識の向上、度重なる自然災害の発生などによる防災への関心の高まりなどにより、公園に求められる機能も多様化してきていると感じております。これらのことと踏まえ、本町の都市公園などを見た場合、特に児童遊園は狭隘なものが多く、また、その役目を終わっているものもあり、用途転換や集約化を検討する時期にあると考えています。

また、新たに遊具を設置する場合は、体に障害のある子供も、ない子供も一緒になって遊ぶことができる遊具とし、相手を受け入れ、思いやる心を学んだり、子供たちの挑戦心を育んだり、それぞれに合ったペースで成長することを支援できるものを整備してまいりたいと考えております。

以上でございます。

9番（前川 和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

安心しました。子供の居場所という視点もぜひ盛り込んでいただきたいなというふうに思いましてですね、最後の質問項目に移ります。

来月で、杉原町長、任期満了を迎えるということで、任期中、最後の一般質問を町長に対して行いたいなというふうに思います。

町長、これ、見えます、聞こえますよね。これね、当時、このチラシを掲げて選挙戦を一緒になって戦ったわけありますが、4年間、本当に早いです。そこでですね、この今さっき、この選挙戦のチラシですよね、これを掲げたものの、取組が不十分であったり、あるいは難航しているという施策についてですね、町長から率直に伺いたいなというふうに思います。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

取組が不十分であった公約ということでございますけれども、大半の公約は実現もしくは道筋をつけられたものと考えておりますが、文化会館の運営の見直しについてはですね、職員の配置等の問題も含め、検討が進まなかつたところであります。

以上です。

9番（前川 和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

確かに文化会館の活性化というのは迷走していたというか、つい先日ですよね、9月に入つてから、また本町に戻ってきたというところにも表れているのかなというふうに思い

ます。文化会館だけじゃないと思うんです。このチラシで言うと、パークゴルフとか、大津川関連ですよね。あとは、職員さんのところでフレックス、このフレックスタイムというのも取組については全然なのかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

替わってできなかったということで、私の在任期間中においてはですね、コロナ禍といういまだかつて経験をしたことのない状況下でございました。感染防止のためリモートワークが急速に進むなど、働き方にも大きな影響を与える中での対応でもありました。

このような中、まず、パークゴルフについては近隣市との調整がスムーズに進行できなかったこと、大津川の水質改善につきましては、大津川水域の3市1町での水質検査や水質保全パトロールといった地元のできることを実施してきました。しかし、河川管理者でないとできないことなど、制度の壁や、こちらだけの思いではできないところを感じたところでございます。

役場職員の働き方や環境ということでございますが、フレックスタイム制度の導入を掲げておりましたが、住民サービスの影響の懸念から、本年1月より、出退勤の時刻の前後1時間ずらす時差出勤制度を運用して将来への道筋をつけるにとどまりました。

振り返りますと、事情は様々でございますが、幾つかの点では結果として残せなかつたことは力不足だったのかなというふうに考えている次第でございます。

以上でございます。

9番（前川 和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

できなかったこと、難航したことはですね、真摯に言っていただくことがこの信頼醸成の一歩でもあるかなというふうに思いまして、お聞きをした次第です。

次に、今度は違う観点で、達成、あるいは実施中であるが、改善や、さらに改革を進める施策についてということあります。災害対策とか、そして何といってもクリーンセンターですね。こちらについて町長から答弁を求めたいと思います。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

確かに、いろいろなところがありました。クリーンセンターの広域化は指摘され、いろんな、広域化、推進、掲げても、しかし、検討を進めていく中で、本町の未来を築くためによりよい選択があったときに、仮に自分の公約をたがうことになるかもしれませんけれども、町の将来によりよいことを選択するのが首長の使命で責務であると考えております。私が選んだ道がですね、目の前の数年だけではなく、長きにわたって本町に沿する選択肢だったと思っておりますので、現在、公民連携という形で選択したわけでございます。以上がさらに進めなければならないということで考えている施策でございます。

以上でございます。

9番（前川 和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

確かにクリーンセンターについてはですね、この選挙戦当時、私も陣営の一人として広域というふうにうたっておりましたけれども、その後の調査・研究を進める中でですね、公民連携方式の大きな可能性についても調査研究対象として、自前でやるのか、広域にするのかと、あるいは公民かということで、3パターンとして、会議を踏まえてですね、最終的には議会の議決もいただいて、今、着実にその歩みを進めているというところであります。確かに公民連携は広域ではありませんけれども、選挙戦で掲げていたものよりさらにいいものができるという確信があればですね、政治家として責任を持ってそちらを選択することは、また、当然かなというふうにも思っております。

次に、外交関係といいましょうか、近隣自治体の首長との関係、そして副町長との町政運営についてどうだったか、お答えいただけますでしょうか。

議長（北村 孝議員）

前川議員、それは通告されております。

9番（前川 和也議員）

はい、2点目ですね。

議長（北村 孝議員）

2点目で。

9番（前川 和也議員）

はい、2点目です。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

近隣市に限らず、府内の自治体の首長等との情報提供や相談など、町政運営において参

考となる内容に協力をいただいており、この関係を築けたのは大変大きなことだと考えております。これらをベースにですね、泉大津市・堺市とともに2市1町の包括連携協定を締結し、それぞれのまちづくりに貢献しているところでございます。

副町長についてでございますが、これは職員も異口同音で申していますが、元大阪府の職員である井上副町長が本町に来てくれたことで、自分たちの仕事の進め方について不足している点を気づいたことや、経験からくる知見に基づいた様々なアドバイスや指導により様々な面で改善が見られたということでございます。16年間不在でございました副町長というポストへの就任をしていただき、世の中の基準を知ることができたということが大きいと考えております。

また、大阪府とのパイプ役として、大阪府への依頼やその時々に応じた迅速な情報入手も大変参考になりました。その他、人材育成においても、本町職員の研修先について調整いただき、希望の研修先で職員が学べたことも、今後、町政運営の中において大きな効果をもたらすことと考えております。

以上でございます。

9番（前川 和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

関係改善にも大きく踏み込んだというところで、最後の質問なんですけども、町長はよくスピード・決断・実行というキャッチフレーズを使われます。この通告書にもあるとおりですね、身を切る改革の部分についてはかなりの効果が上がっているのは分かっておりますので結構ですが、そのスピード・決断・実行が最も現れたところ、これについてお答えいただけますでしょうか。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

最後の質問なので簡潔に、町長、お願いします。

町長（杉原 健士町長）

4年間の実績として大きなものを2点挙げさせていただきます。まず1点目といたしましては町民グラウンドの改修でございます。私、議員時代から住民の皆様から町民グラウンドの水はけの改善のご要望を多数いただいておりました。私も同様に感じております。今回の工事により、ある程度の雨が降っても数時間後には水たまりもなくなるという、目に見えた効果が実感でき、今後、利用者の利便性の向上が図られると感じております。また、改修費についても、国要望にも足を運び、多額の補助金を受けることができまして、

財政負担を抑えることができました。

もう1点は、クリーンセンターの今後についての公民連携の方針を選択したことでございます。これまで単独で施設を整備・運営してまいりましたが、これは結果的には本町の財政面においては大きな負担となっていました。今回、本町が選択した公民連携方式は、一番大きな予算を要する建設費についても、本町の持ち出しがなく、さらに事業者からの税収入や土地使用料を得ることができ、今後の人口減少を見据える中で持続可能な自治体運営に資する事業と考えております。

以上が主な実績となったと考えております。以上でございます。

9番（前川 和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

もう答弁を求める、最後のまとめでございます。長年の懸案事項でもあったグラウンドでありますとか様々な取組、それと何といつてもですね、府内で突出して高かった町民1人当たりのごみ処理費用の低減、これ、公民連携によるものですけれども、これらは未来を切り開いていくものであるというふうに思います。

来月15日、これが告示の町長選挙でありましてですね、最大の住民投票にもなるわけですけども、どのスタンスの方々にとってもこの結果というのは、もちろんどうなるか分かりませんけども、非常に重たいものとなり、受け止める必要があると思います。ぜひ、この公民連携の必要性を訴えてですね、ご信任を更に得て、力強く、ごみ処理施策はもちろん、あらゆる改革に取り組んでいっていただきたいということを強く求めまして、今回一般質問終了とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（北村 孝議員）

以上で、前川和也議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

議事の都合により暫時休憩をいたします。

13時から再開をいたします。

（「午前11時35分」休憩）

議長（北村 孝議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後 1時00分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（北村 孝議員）

次に、二家本英生議員の発言を許します。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

5番、日本共産党、二家本英生です。質問通告に従って、これより一般質問を行います。まず、一番最初の質問です。子供の遊び場の確保について質問いたします。

子供の成長にとって必要なものとして、三間と呼ばれる考え方があります。時間、空間、そして仲間の三つの間のことです。子供の外遊びはこの三つの間が養われるものであります。しかし、近年、子供の遊び場、特にボール遊びや走り回ることのできる広い公園が全国的に少なくなっています。この三つの間の子供の外遊びを確保するためには、思い切り体を動かせ、友達と遊べる空間の確保が必要です。

現在の忠岡町においても同様で、ボール遊びなどの外遊びができる大きな公園は子供たちの生活圏内では少なく、自宅近くの道路で遊んでいる姿をよく目にします。忠岡町には都市公園が6か所、緑地広場等が4か所、児童遊園が16か所と、計26か所あります。しかし、ボール遊びができるような広い公園・広場となるとかなり少なくなっています。子供たちがボール遊びをしたいと思っても、思い切り遊べるだけの広さがなく、周りを気にしながら遊んでいる姿をよく目にします。

最近では、公園ではなく、道路でボール遊びや走り回っている子供たちの姿もよく目にします。しかし、車が来るたびに遊びを止められ、集中して遊ぶことができず、近隣の声も気になるところです。そして道路ということでどうしても交通事故の心配が伴い、保護者も心配になります。だから、子供たちが思い切り遊べ、保護者は安心できる公園の存在が大きくなっています。

そこで、最初の質問を行います。忠岡町の公園の整備計画はどのようにになっていますか、ご答弁をお願いいたします。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城産業住民部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

産業住民部土木課が管理している公園のうち、ボール遊びができる公園として、新居浜緑地・大津川河川公園・三角公園がまずは候補として挙げられます。本町は南北に細長い

地形を有しております、先ほどの公園の位置は海側、河川沿い、山側にあるため、本町の区域内からであれば、いずれの公園にも徒歩で行くことが可能な範囲に位置しているものと考えております。住宅形成地内にも少し大きな公園、例えば北出公園などがありますが、自由にボール遊びができるほどの広さを有しているとは言えないものとなっております。

しかし、これらにつきましては本町は非常に狭隘であり、既に住宅等が形成されておりますので、新たに広い土地を確保することは極めて難しいものと考えています。したがいまして、今後の公園の整備に関しましては、前川議員のご質問に対して答弁したことの繰り返しになりますが、人口減少社会や成熟社会の到来による人々のライフスタイルの変化、生物多様性や環境への意識の向上、度重なる自然災害の発生などによる防災への関心の高まりなどにより、公園に求められる機能も多様化してきていると感じています。

これらのことを見た場合、特に児童遊園は狭隘なものが多く、また、その役目を終えているものもあり、用途転換や集約化を考える時期にあると考えております。現時点では具体的な計画はございませんが、先の考えを踏まえ、調査研究してまいります。

以上でございます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

なかなか、その公園の整備計画についてはこれからということで答弁をいただきました。先ほどおっしゃった、ボール遊びで行ける公園として新居浜緑地、大津川の河川公園、三角公園と3か所挙げていただきましたけれども、確かにそこは場所的にはかなり広いところではありますが、ただ、なかなか、特に新居浜緑地に関しては子供たちが徒歩で行けるような距離ではないってことなので、新居浜緑地に関しては、ボール遊びの場所はあるんですけども、ちょっと徒歩ではなかなか行きにくいことだけ指摘させていただきます。

で、これから公園の在り方としてやっぱり多様化するっていうこともありますので、そこはぜひ、いろいろな考えがあると思いますので、そういうのをしっかりとしていただきたい上で、また、今後の遊べる公園、子供の居場所の確保づくりとしての公園として整備計画を作っていただきたいと思います。

先ほどの話にもありましたとおり、現状を考えると、大きな土地の確保が難しい忠岡町では、ボール遊びができるような土地の確保については厳しいものがあるということでした。具体的な計画もなく、調査・研究するということあります。

遊び場の確保については数が少ないですが、条例を設けている自治体が幾つかあります。

東京都千代田区や神奈川県大和市などは子供の遊び場に関する条例を制定しています。東京都千代田区の条例は、条例の前文で、区内の小学校の親子の会話が掲載されています。その一部をご紹介させていただきます。「お父さんやお母さんが子供の頃はもっと外で遊んでいたって聞くけど、今はあんまり外で遊ばないね。」「そうだね。家でテレビを見たりゲームをすることが多いなあ。塾や習い事で時間もないけど、たまには外で思い切り遊びたいよね。」「うん、みんなで集まってキャッチボールとかサッカーとか、いろんな遊びができる場所があったらしいよね。でも、この前、公園でキャッチボールをやっていたら、近くにいた人に「危ないからやめなさい」って注意されちゃった。」「それはボール遊び禁止の公園だったからでしょう。」「でも、ボール遊びが禁止でない公園なんてあるのかな、多分ないと思う。でも、もしあったら楽しいかも。」「そうだよ。怪我とかしないようにみんなで気をつけて遊ぶよね、知らない子も仲間に入れてあげてさ。友達の弟や妹とか小さい子が来たら遊び方やルールを教えてあげたいよね。そういうような遊び場が近くにあったらしいね。」というのが親子の会話であります。

この東京都千代田区の条例というのは、この条例を制定する前に検討会が6回開催されております。それで条例化されています。そこの中では、子供だけではなく、地域で子供の遊びを確保するための議論がされている経過があります。

そこで、もう一度質問いたします。調査・研究を進めていくのであれば、町においても、地域住民や保護者、そして当事者の子供を交えたワークショップや検討会を設置してもいいのではないかでしょうか。その点についてはいかがお考えでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城産業住民部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

ワークショップ、住民説明というご質問になるんですけども、今のところ、どのような遊具を置いたりとか、それとかですね、どのような形の公園を形成していくのかっていうのが正確に決まっておりませんので、その辺のところ、計画が順調に進めば、住民のご意見をいただく場とかっていうのは設けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

計画は作るのはそうなんですけども、計画を作る段階でそういった地域の方々の声とか子供たちの意見を聞いた上で、やっぱりどういうふうな公園を作つたらいいのかっていうのも事前に話し合つた上で計画されてもいいのかなと思います。やっぱり地域住民でもあり、そして子供も参加できるような検討会も開いてもらえるように要望してまいりたいと思います。

続いての質問に移ります。広い遊び場の確保として、忠岡町には小学校が二つあります。一般開放については、学校休校日である土日・祝日に地域の団体が使用しているのみで、平日の放課後については開放されていません。学校の校庭というのは、慣れ親しんだ場所であり、広い場所を確保できます。子供の遊び場として校庭を開放している自治体も多くあります。府内では豊中市が小学校の校庭を開校しています。3年前の令和3年から数か所の小学校で始め、今年度からは市内の小学校40校弱の全ての小学校の開放をしています。豊中市の担当者に伺うと、子供たちは思い切り遊べ、保護者からは居場所が分かっているので安心して遊ばせることができるという感謝の言葉も数多くいただいているそうです。

そこで質問いたします。忠岡町でも、子供の遊び場の確保として放課後や土日に小学校の校庭の開放を実施していただきたいのですが、いかがでしょうか。教育部長にお伺いいたします。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田教育部長。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

現在、校庭開放におきましては、休祝日におきましては、主に社会教育団体を対象として開放をさせていただいております。議員ご質問の、平日の放課後における校庭の開放につきましては、セキュリティ上の課題もありますので、実施している他市町村の状況を調査・研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願ひいたします。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

セキュリティの問題、確かにそれはそうです。豊中市では、担当者に伺うと、警備員2名を配置して、それぞれの学校に配置して、子供たちが遊んでいる姿を見守って、もし何かあった場合に対応してもらう。そしてあと、学童との関係性もおっしゃってました。学

童教室も校庭内にあるとおっしゃってましたけども、ただ、その学童の人たちと一緒にあって遊ぶことができるっていうのもこの校庭開放の魅力じゃないかなと思ってます。ぜひとも、他市の状況も調査・研究した上で、できるだけ前向きな形で進めていっていただきたいと思います。

続きまして、子供が外で遊べる環境づくりに向けた政策提言を行っている、子供の健全な成長のための外遊びを推進する会という団体があります。この団体が2022年11月2日にこども政策担当大臣に要望書を提出しました。それに対し、こども家庭庁も、関係省庁と連携しながら、子供の外遊び政策を推進していく考えを表明しています。

これを受け、忠岡町においても校庭開放に向け、先ほども答弁ありましたけれども、できるだけ前向きな検討をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田教育部長。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

繰り返しの答弁になりますけれども、セキュリティ上の課題もありますので、実施している他市町村の状況を調査・研究してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

同じ答弁であったんですけど、やっぱり子供の遊び場の確保っていうのはもうかなり大事なとこだと思いますので、ぜひとも、当然、現場の学校との協議等も必要だと思いますけども、できる限り早い実現に向けて検討していただきたいと思います。この質問はこれで終わります。

続いての質問に移ります。大津川公園の整備について質問いたします。大津川河川敷公園のグラウンドは、平成7年から9年に整備計画が策定され、平成10年4月に設置されました。設置後20年以上経過していますが、河川の高水敷という環境もあり、度々の大雨でグラウンドが水没したことが何回もあり、その都度、グラウンドの土が流されてしまいます。そして、つい最近では昨年6月の大雨で高水敷まで水位が上がり、上流から大量の流木などの漂着物が流されてきました。漂着物によりグラウンドは一部大きく削り取られ、そして上流から流れてきた大量の砂がグラウンドの大部分を覆ってしまいました。

そこを利用している団体が復旧作業を自ら行い、何とか使用できるグラウンドにまで整

備をしましたが、手作業で整備するには限界があります。当然、凸凹になっている部分も多くあり、子供たちがそのくぼみでつまずいてけがをする恐れもあり、利用者からは不安の声も上がっています。

この河川公園のグラウンドについては、有料で貸出しをしています。有料であるならば、忠岡町は使えるように整備をしなければならないと思います。しかし、忠岡町が管理しているのは、年に3回から4回の雑草の草刈りとグラウンドの土を数回入れているだけです。河川公園全体の管理は土木課が担当となっていますが、貸出しをしているのは教育委員会であります。貸出しをしているのであれば、安心して使用できるような環境整備を最低限整える必要があるのではないかでしょうか。その手段として、土を入れることや凸凹になっているグラウンドをせめてなだらかにするぐらいの整備が必要ではないのでしょうか。

教育委員会に答弁をお願いいたします。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田教育部長。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

大津川河川公園の広場につきましては、降水域に位置するため、近年、集中豪雨などで河川が増水し浸水することが多くなっています。現状、集中豪雨などによる浸水の可能性が高いことから、貸出しを行う際には、浸水した場合は通常どおりの貸出しが行われないことや、代替の場所、貸出し可能な運動場のご提案をさせていただいているところでございます。

議員ご質問の大津川河川敷ソフトボール広場の改修につきましては、他の運動場などの維持管理状況も踏まえ調査・研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

河川内の高水敷という特殊な事情も分かります。大雨が降るたびに浸水する可能性が高いのも理解していますけれども、やっぱり同じ町民グラウンドもこの前改修されてかなりきれいになっています。ただ、同じ貸出しの場所があるんであれば、やはりその河川敷のグラウンドについても、きちんとある程度使える程度までは整備をしていくべきだと思っています。

当然、その状況についても把握は多分されているとは思うんですけども、教育委員会のほうではそういったグラウンドの状況の把握についてはどうなさっているんでしょうか、いかがでしょうか。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田教育部長。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

我々、生涯学習課っていうところなんですけれども、外に出て現場確認することも多いです。そのときにですね、河川敷のほうのグラウンドのほうも確認させていただいておるところでございます。そういったことからもですね、我々、河川敷の公園を貸し出す際にはですね、やはり空いているのであれば運動場とかも使っていただきたいと、せっかくきれいになった運動場もございますので、そういったものもやっぱり使っていただきたいということで、そういったご案内をさせていただいているというところでございますので、ご理解のほどをよろしくお願ひいたします。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

グラウンドに差はないとは思うんですけども、やっぱり整備されるグラウンド、整備されないグラウンドというのは、やっぱり差がちょっとあるような気がします。やはりその条例上で管理をしているのは教育委員会であれば、その辺りの把握、きちんと現場の状況とか把握してから適切な管理を行うよう、強く要望しておきたいと思います。これでこの質問を終わります。

続いての質間に移ります。将来のごみ処理施設の在り方について質問を行います。忠岡町が進める産廃焼却施設の建設計画は、住民が不安を感じる中、進められています。住民への説明が不十分であり、説明を求める多くの声を聞いています。そもそも産廃施設の設置については、日本の各地で地元住民から反対運動が起こり、設置の是非を問う住民投票を行われた自治体も数多くあります。それだけ地域住民にとっては不安要素が多いのにもかかわらず、忠岡町は肅々と進めています。

私たち日本共産党の議員団は、地域の住民より「産廃はどうなっている」とよく聞かれます。不安の声も後を絶ちません。こうなったのは、忠岡町が住民に対し十分な説明をしていない表れであります。今後、住民から産廃は必要ないとの声が多数あったとき、忠岡町が契約している基本協定を解除することができるのでしょうか。担当部長より答弁をお

願いいたします。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

公民連携事業でございますけれども、厳しい財政状況や人口減少、公共施設の老朽化などに適切に対応しながら、活気あふれる地域経済を実現していくことを目的として、公共施設等の建設・維持管理・運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものでございます。

本町における公民連携事業につきましても、その理念に基づき、公募型プロポーザル方式による事業者選定を行い、令和5年1月16日に仮称地域エネルギーセンター等整備運営事業、公民連携協定に関する議会の議決すべき事件を定める条例案、同年1月20日に仮称地域エネルギーセンター等整備運営事業、公民連携協定の締結について議決をいただき、2月8日に事業者と公民連携協定を締結いたしました。

その公民連携協定に基づき、現在、ごみの積替えを行っている中継施設は事業者の資金により整備され、今後行われる既存施設の解体、新施設の整備等についても順次進められてまいります。このような仕組みで事業が行われておりますので、ご質問の忠岡町が契約を解除することができるという状況は設けておりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

解除はしていただけないということで、答弁の中では、公民連携の事業の目的を答弁していただきました。また、その基本協定が議会の議決を得ているのも分かっています。しかし、本当にこの産廃施設の建設計画について、忠岡町は住民に対し理解を得て進めているのかが疑問に思います。

この事業を公募する前、忠岡町が、2022年、令和4年10月4日に作成した仮称地域エネルギーセンター等整備運営事業、公募型プロポーザルの実施に係る基本的な考え方で、忠岡町の役割の中に、本事業を推進するに当たり「地域住民等の理解を得るもの」となっています。しかし、翌年、プレス発表された2月9日の内容では、関係住民への「説明」となっており、忠岡町の役割が、「理解を得るもの」から「説明」に変わっています。忠岡町は住民説明会を行ったわけではありますが、とても住民のほうから理解を得た状況

ではありません。忠岡町は常々、時期が来たら説明するとは言っていますが、住民からは説明が不十分の声をいまだに多く聞きます。これでは住民が理解していることにはならないのではないかでしょうか。

基本協定の第4条第3項には、「本事業の実施について検討を行い、当事者全員の合意により本事業の実施の可否を判断するもの」となっており、当事者には、当然、忠岡町も含まれています。忠岡町の役割である、住民の理解を得ることがまだ不十分な中、忠岡町が合意できる状況であるのか、甚だ疑問に思います。

ここで質問いたします。この公民連携協定は合意に基づき進められます。今後、忠岡町が合意ができなかった場合、事業の中止をすることはできるのでしょうか。答弁をお願いいたします。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

仮称地域エネルギーセンター等整備運営事業は、先ほどご説明をさせていただいたとおり事業が進められておりますので、本町からの事業の解除については想定していないところでございます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

一旦、事業がスタートしているから解除ができない。そういう答弁にも聞こえました。で、まあまあ進めていっている分ではあるんですけども、忠岡町が、先ほど申し上げました、役割を果たしていない中で、住民から理解を得たとして合意をしていくのは、今、理解はできません。住民無視と言っても過言ではないでしょうか。もっと住民の声を聞くべきだと思います。

では、杉原町長にお伺いいたします。杉原町長は4年前の町長選挙の公約で「ごみ処理については広域化を目指し、スピードを持って進める」としていました。当初、泉北環境との広域協議会を開き、広域化を進めていました。当然、議会も住民もごみ処理は広域化と思っていました。しかし、当初の公約を翻し、住民にも方向変更の是非を問わず、良い選択であったと産廃焼却施設の誘致に切り替えたわけです。

本来であれば、方針転換する前に住民に対して十分な説明を行い、そして理解を得て進めることが必要です。理解が得られないなれば住民に再度説明する、理解を得られるま

で説明する、そういう姿勢が全く見られません。ごみ処理の事業は地域の住民にとって最も身近な問題であります。施設ができることによって、生活環境に悪影響が出るのではないかと心配の声も出ています。小さい子供がいるから健康被害が心配、産廃施設が来るなら忠岡町を出ていく、などの声も直接聞いています。こうした声にもっと真摯に対応しなければいけないのでしょうか。

今こうして住民から数多くの不安の声が出ているのは間違いなく忠岡町の姿勢が原因であります。こうした声に対し、どう答えていくつもりでしょうか。今の状況では、住民がこの施設を快く受け入れるとは思いません。住民投票で産廃施設の建設の是非を問う必要もあるのではないかでしょうか。

そこで、町長に質問いたします。忠岡町の住民が産廃建設計画にノ一の声が多数を占めたとき、この計画の見直しはされるのでしょうか。答弁をお願いいたします。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

現時点では、事業者側からの合意に基づきながら事業を進めていく予定でございます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

ちょっと答弁が聞き取れなかつたので、どちら側の声を、事業者側って言いましたか。ちょっとそこだけ。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

事業者側との合意に基づきながら事業を進めていくという答弁でございます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

事業者側との合意を求めていくっていうことなんんですけど、見てる方向がまず違うと思います。やっぱりその産廃施設、忠岡町のごみもそこで焼いてもらうっていうことになつ

てくると、まずは住民の声を聞くべきではないでしょうか。もともとやっぱり一般廃棄物っていうのは、忠岡町が焼却する、処分するっていうのが忠岡町の役割であります。事業者の顔を見るのではなくて、まずは住民の顔を見ていくべきではないでしょうか。その点については強く指摘しておきます。

続いての質問に移ります。この産廃計画は基本協定に沿って進められています。その基本協定では、新施設は撤去し、土地を更地に戻すところまでが協定となっています。現在、事業者から示されている期間は2063年予定となっており、あと39年間にわたる長期契約になります。

そもそも忠岡町の一般廃棄物の処分については、どこまでいっても忠岡町が責任を持つ必要があります。だから事業の継続性が必要であり、忠岡町が行わないといけないです。この契約が終了した後のこととも考える必要があるのではないでしょうか。

この民間へのごみ処理委託が終了した際、忠岡町のごみ処理についてはどうお考えでしょうか。答弁をお願いいたします。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫次長兼生活環境課長）

予定どおり本事業が進んだ場合、2062年、令和44年度末まで新施設を運営し、2063年、令和45年度から施設を解体し更地にすることとなります。ご質問の、その後の忠岡町民のごみ処理方式につきましては、その時点での法制度や国・大阪府・近隣自治体の動向等を勘案する必要があることから、現段階での回答は困難と考えておるところでございます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

当然、今後40年後先のことですから答えるのは厳しいと思います。しかし、忠岡町っていうのは民間の会社ではございません。事業の継続性っていうのは必ず必要であります。そういう中で忠岡町のごみ処理については、その40年間が終わった後も忠岡町は考えなければなりません。そして、それを将来の世代にどういった形で渡していくか、それも重要なことではないでしょうか。現状の中だけを考えるのではなく、もっと先の将来、次の世代がそのときの環境に合わせた事業を考える。そうしたことでも織り込まなければなりません。

私は将来の忠岡町のために、これほどの長期契約については、将来のことを考え、契約内容を変更できるような契約にしなければならないと思います。その時期に応じて契約を変更や解除できるようなことが必要になってきます。基本協定によって今後約40年間縛られることとなります。忠岡町がクリーンセンターの運営管理を、15年間、民間に委託していた状況とも比べると、この契約期間は長過ぎます。廃棄物処理の情勢も、昨今の地球温暖化の対策をはじめ、様々な要因があり、目まぐるしい変化も予想されます。

ここで町長にお伺いいたします。ごみ処理事業は継続性が必要な事業であることは先ほどから申し上げております。今進めている公民連携事業は長期間にわたりますが、世間の状況は刻一刻と変化していきます。終了後のことですが、途中で国の政策が変更した後も、当然、忠岡町のごみ処理をしていかなければなりません。そのことについて、忠岡町長としてどう考えておられますでしょうか、答弁をお願いいたします

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

マイナスイメージばかりではなしに、15年間がどうだったのかという研鑽もあります。今後のことも慎重に考えた上、また、調査研究した上でこういうふうな形になったということだけはご理解願いたいと思います。その時点で法整備、いろんな法制度が変わる超少子高齢化というのもありますし、人口減少というのもあります。国・府においてもですね、近隣自治体の動向を勘案する必要があることから、現段階ではそういう未来のことに対するご回答は控えさせていただきたいと思います。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

マイナスイメージもあるとおっしゃってました。今後のことを考えると、これが良いものということも判断しての公民連携事業ということもあります。ただ、やはりそのマイナスのイメージが大き過ぎます。やっぱり住民に対して、環境が悪くなる、ましてや産廃事業者が来る。そういうことをきちんと説明した上で、やっぱりこの計画を進めていかなければなりません。でなければ、日本の全国各地で住民投票がなぜ起こされるのか、そういうことも考えた上できちんと忠岡町は説明していかなければいけないと思います。そういうこともやっぱり住民に対する説明をきっちりしていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

続いての質問に移ります。新たな断層が公表された後の地域防災計画の見直しについて質問いたします。

日本各地でほぼ毎日、有感地震が発生しています。地震の主な発生源として南海トラフ地震や東日本大震災を引き起こした海溝型の地震、今年1月に発生した能登半島地震や阪神淡路大震災を引き起こした断層型の地震などがあります。特に後者の断層型の地震は、まだ見つかっていない断層も数多く存在すると言われています。

2020年11月に国土地理院が調査した中で、位置についてはやや不明確ながら、忠岡町にも断層があることが公表されました。この断層は泉大津市から阪南市の長さ約21kmにわたり大阪湾南東岸断層と名付けられています。正式な評価については審議中であり未公表ではありますが、忠岡町の地域防災計画で想定されている上町断層帯の地震ではなく、完全に直下型の地震の可能性が出てきました。直下型の地震については想定外の被害が発生する可能性があります。

ここで質問いたします。このような直下型の地震に対して現在の地域防災計画では対策がありません。今回の発表を踏まえ、今後、地域防災計画の見直しも必要性が出てきますが、どのようにお考えでしょうか。担当部長よりご答弁をお願いします。

町長公室（南 智樹町長公室次長兼自治防災課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

南次長。

町長公室（南 智樹町長公室次長兼自治防災課長）

ただいま、議員ご指摘のように、大阪湾南東岸断層につきましては、泉大津市本町付近から阪南市尾崎町付近まで、大阪湾の沿岸部に延びる、長さ約21キロメートルの断層であり、現在、国において地震調査研究推進本部において当該断層の評価を審議している状況でございます。国や大阪府等の各防災計画は、地震調査研究推進本部の評価を基に策定されているため、現在、地域防災計画等に大阪湾南東岸断層の記載はない状況でございます。

つきましては、今後、地震調査研究推進本部が当該断層の評価を公表したときには、国や府等の状況も参考にしながら、本町の地域防災計画等の見直しも行ってまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いをいたします。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

国の評価についてはまだということなので、当然、それが出てからいろいろな対策をとら

れると思います。まだまだこれからということですが、今後のこととも含めて事前に準備を進めていただくように要望します。

続いての質問に移ります。先ほど、午前中の質問にもありましたけども、福祉避難所の件について質問いたします。災害発生時、高齢者・障害者・妊婦さんなど災害弱者と呼ばれる人も避難所に集まってきます。災害弱者の人が安心して避難生活ができる場所の確保として福祉避難所があります。

過去の一般質問でも、福祉避難所の数が不足している、そして福祉避難所を増やしてほしい要望もしてきました。しかし、福祉避難所の場所の充実についてはまだ至っていないのが現状です。忠岡町の福祉避難所の充実に向けた今後の取組について、現状をどのように考えているかをお示しください。

町長公室（南 智樹町長公室次長兼自治防災課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

南次長。

町長公室（南 智樹町長公室次長兼自治防災課長）

本町では、災害時に状況等に応じ、高齢者や障害のある方及び妊産婦など特別な配慮を必要とされる人やその家族等を対象とした指定福祉避難場所を保健センターに開設いたします。

また、町内福祉事業者と災害時における福祉避難所の指定及び設置・運営に関する協定を締結しており、要配慮者及びその家族等が一般の指定避難所や指定避難所での避難生活が困難である場合、または指定福祉避難所の定員を超過する場合など、必要に応じて、福祉事業所の協力を得た上で開設される二次的避難施設でございますので、発災当初から避難所として利用することはできませんが、避難行動を取られる場合は、指定避難所や福祉避難所の開設情報を入手していただき、開設された避難所や安全が確保できる親戚や知人宅への避難をしていただければと思ってございます。

なお、協定締結先の福祉避難所が開設される場合は、エリアメール、忠岡メール、防災行政無線、本町ホームページ、忠岡LINEなどの情報伝達手段においてお知らせをいたしますので、最新の情報を入手していただき、安全な避難行動を取っていただきたいと考えてございますので、よろしくお願いをいたします。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

福祉避難所についてはそういった形で運営されるということでした。ただ、やはり忠岡

町が提携している先の福祉避難所っていうのは15か所あって、それプラス1か所、和泉の支援学校があるんですけども、なかなか障害児を受け入れてくれるところが少ないと私は思います。そういうった場所の確保として今後、提携も増やしていくかなければいけないと思っています。

そのことを踏まえまして、例えば近隣市のほうで宿泊施設で災害時などに一時的に福祉避難所として場所の確保をしているところもあると聞いています。忠岡町も町外の施設への福祉避難所の確保も検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。ご答弁お願ひいたします。

町長公室（南 智樹町長公室次長兼自治防災課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

南次長。

町長公室（南 智樹町長公室次長兼自治防災課長）

ただいまご指摘いただいた宿泊施設における避難場所というところの提携につきましては、現在、本町としては行っていない状況でございます。本町の実情に応じてですね、今後そのような取組を行っている団体の事例等を参考に、必要に応じた形での取組を行ってまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いをいたします。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

ぜひとも今後も提携に向けて推進していっていただきたいと思います。

最後の質問に移ります。高齢者の移動支援について質問いたします。忠岡町の高齢化率は7月末で28.5%となっています。全国平均よりはやや下回っていますが、今後、高齢者数は増加していきます。そうした中、高齢者の体力の衰えなどから、自由に移動できず、家に閉じこもりがちになります。そうなると身体機能や認知機能低下など、健康状態に悪影響を及ぼします。外出の支援をすることによって認知症の予防や介護予防につながります。

忠岡町では、高齢者の足として福祉バスを運行していますが、全ての地域を回れているわけではありません。バス停まで歩くのが困難な高齢者もいます。そういう高齢者のために、自宅の玄関まで送迎を行う福祉タクシーがあります。大阪府内でも、寝屋川市では社会福祉協議会の運営により、高齢者外出援助サービス事業を行っています。既存の公共交通機関では移動が困難な高齢者や障害者等を対象にしています。

質問いたします。移動が困難な高齢者を対象にした移動支援サービス事業の導入について

て、忠岡町のお考えをお聞かせください。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議員お示しの、寝屋川市で実施されている福祉タクシーにつきましては、社会福祉協議会の事業の一つとして在宅生活の方で交通機関による移動が困難な高齢者の方を対象に、地元地区の福祉委員会から選ばれた委員などを中心に運営委員会を設置して、地区ごとに運営方法を決めて取り組んでおり、運営方法や予約の受付、調整、車の運転まで全てを地元住民の方がボランティアとして活動してございます。

また、この事業は道路運送法第79条の許可を受けた福祉有償運送であり、タクシー等の公共交通機関では十分なサービスが確保できない場合に、国土交通大臣の登録を受けることで実施できるものでございますので、現在、町としての実施は考えておりませんので、よろしくお願ひいたします。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員、最後に。

5番（二家本英生議員）

ぜひとも、今のところ進めてないということなんんですけども、できるだけ高齢者の足を、利便性を増やしていただいて、取組をしていっていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

議長（北村 孝議員）

以上で、二家本英生議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、松井匡仁議員の発言を許します。

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

無所属の会、松井でございます。議長のお許しを得ましたので一般質問をさせていただきます。

議員の皆さんにおかれましては、しばらくの間、ご清聴のほどをどうぞよろしくお願ひいたします。

先日の台風にはですね、冷や冷やさせられながら今日の日を迎えたんですけども、私

の質問がですね、被害が出た後の質問にならんでよかったですなとほつとしておるところでございます。それとですね、人の見えへんところで台風養生をしていただきました理事者の皆さん、ご苦労さまでした。ありがとうございました。

ということで、本日、私は雨水管や用水路などの雨水道整備の必要性について質問をさせていただきたいと思います。

初めに、皆様はですね、2019年に忠岡町が作成いたしました、本町における洪水被害のプロモーションビデオ、これをご覧になられたことはございますでしょうか。大雨により大津川が氾濫した際、そのときの被害状況を想定したPVであるんですけども、その浸水想定というのが、役場前で最大3mという浸水になるという大変ショッキングな内容であります。

本町は古くから大津川の氾濫による洪水被害に悩まされる土地であり、それは忠岡町史にも詳しく記されているところでございます。そこから時代は進みまして、昭和には大津川の堤防が築かれ、その後、下水道が普及して、浸水のリスクや衛生面でのリスクは軽減されましたが、今、令和を迎えてですね、新たな問題が発生しております。それはゲリラ豪雨や、先ほどの前川議員の質問にもございましたが、線状降水帯などと呼ばれますですね、局地的に降る大雨と町の都市化であります。

私が子供やった頃はですね、田んぼや空き地やった場所は、今や住宅や駐車場で変わりまして、ほとんど変わってしまいましたね。コンクリートやアスファルトが敷かれております。降った雨は地面に浸透せず、側溝や集水枡に入って雨水管を通って水路に流れるため、内水氾濫が発生しやすい状況となっております。水害対策の専門家によりますと、1日の降水量がもう300mmが400mmに達することもある現在においては、内水氾濫、これを完全に抑えることは難しいとのことです。

本町はですね、町の東側全域が大津川に面しております。ポンプ場の排水も川へ放流しております。従って、川の水位が高くなれば、越水に至らずとも、内水氾濫が非常に起きやすい状況というのが生まれてしまいます。そんな都市型の浸水被害を軽減するために、今も全国の各市町村において様々な対策が講じられておりますが、本町におきましては、ここ数年でどのような対策が行われたのでしょうか、ご答弁願います。

次にですね、前回の一般質問でもお聞きいたしました、各自治会における危険箇所の報告の中でも、浸水の危険や側溝の蓋がないなどの雨水に関する報告が多くありました。住民の皆さんのが肌で感じている、一番身近な危険であることがよく分かります。実際、今も本町には、降水量が増えますと住宅前の道路や水路付近に水が溜まって床下浸水などの危険にさらされているお宅が複数あります。住民の皆さんには長年にわたり改善されることを望んでいます。私にご相談くださった案件につきましては、原課にご相談をし、応急措置を行っていただいたり、対策を考えていただいたりしておりますが、これはまた根本的な解決には至っておりません。

杉原町長にはですね、この住民の皆さんの中には届いておりませんでしょうか。併せてご答弁のほどよろしくお願ひいたします。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城産業住民部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

まず、産業住民部から雨水整備についてお答えさせていただきます。雨水管の整備につきましては、道路冠水が発生した箇所を優先し、冠水の軽減効果が得られるよう整備を進めてまいりました。

雨水整備の最近の工事実績として、平成27年度から令和2年度まで、忠岡東2丁目に口径400mmから600mmの雨水管約340mの工事を皮切りに、令和5年度までには忠岡東1丁目など町内3か所で口径400mmから700mmの雨水管を約570m整備いたしました。また、令和7年度以降に口径400mmの雨水管約180mを整備する計画を予定しております。

続きまして、雨水整備に起因してですけども、雨水ポンプ場につきましては、雨水排除の重要施設であるため、令和2年3月に策定した忠岡町ストックマネジメント計画に基づき、施設の機能維持に努めております。令和5年度までに、雨水ポンプとエンジンを各3台、粗めと細めの除じん機を各2台、また、それらの電力を制御している電気設備の機器更新などを実施してまいりました。

なお、雨水ポンプ場は、大津川河口付近に位置し、高潮や津波の影響を最も受ける場所に位置していることから、令和4年度から津波対策工事を実施し、津波水位となる管理棟1階部分の耐水化対策は完了しております。

以上でございます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

続いて、杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

以前からよくお話を出てる、東小学校の前の道路や中学校北側の住宅地など、町内の数か所において道路や水路が冠水している箇所があるとの声は、私も聞き及んでいるところでございます。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

町長、ご答弁ありがとうございました。町長にも住民の声が届いていることが分かりまして安心をいたしました。また、この後の質問で具体的にご説明させていただきたいと思いますので、早期の改善のほどをどうぞよろしくお願ひいたします。

そして、雨水管整備につきましてもですね、ここ10年で2か所ですか、局所的な改善ではありますけれども、進めてくださってるようでございます。本管工事となりましたらね、今おっしゃってる管の口径400mm、全然比べ物にならへん10倍近くの1,600mmというような管を埋めていかないかんので、まあまあこれからでございますが、ありがとうございます。どうぞこれからもよろしくお願ひいたします。

私、土木課長や室長とは雨水や汚水についてよくお話をさせていただくんですけれども、この雨水処理の工事というのは本当に難しいんです。本町においては、今も言いました雨水排水の基幹管路の工事、一番大きい管ですね、この工事が途中でストップしてるんです。そのためにですね、局所的に雨水管を入れて排水を改善していっても、その管を、改善した管を接続する水路、これがですね、接続した場所の上流もしくは下流でまたあふれるという状態が続いているんです。実はもはや小手先の整備だけでは解決できへんような段階を迎えてるんです。私たちの目には見えへんのですけれども、もういっぱいいっぱいなんです。また、これからこの質問を通していろんな改善を訴えていきたいと思います。

ここからはですね、今ご答弁いただきました内容を交えて質問をさせていただきたいと思います。まず、雨水管の基幹管路の整備についてお伺いいたします。

本町には、数十年前に計画され、都市計画にもなっているにもかかわらず、いまだ完成を見ない2号管路・3号管路という名称の2本の雨水排水基幹管路がありますが、この基幹管路計画は本当に完成させるつもりはあるんでしょうか、ご答弁願います。

また、本町は雨汚水分離下水道となっておりますので、污水管の普及率が98%になつても、そこに雨水が流れません。雨水管も污水管と同じように整備が必要となつます。污水とは違いますね、雨水というのは下水道料金が発生しませんので、整備については町の財政を直撃するということは重々承知しています。

しかし、町民の命と財産を守るために、そのためには他市同様この雨水排水計画を必ず実行しなければならないはずですが、これ、何がネックになってこの計画の実行が進まないのかを併せてご答弁ください。よろしくお願ひいたします。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城産業住民部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

まず、基幹管路計画についてでございます。忠岡町の下水道は雨水と汚水を別々に処理する分流式下水道で、汚水は北部水未来センターで処理され、また、雨水については側溝や雨水管を介して雨水ポンプ場などから海へ放流しております。

議員ご指摘の雨水排水基幹管路につきましては、主に駅より海側をカバーする2号幹線、山側をカバーする3号幹線がございます。土木課の計画では、2号幹線雨水管延長距離は約2,400m、3号幹線雨水管延長距離は約2,200mとなっておりますが、各々約800m、約1,300mが未着工となっております。この基幹管路を整備することは、町内の浸水対策に重要な設備であることから、雨水対策を担当する部署としては早急な整備が必要と認識しているところでございます。

また、議員ご指摘の計画が進まないことについてであります。雨水排水基幹管路の整備につきましては、概算ですが、本体工事のみで約15億円程度の事業費を見込んでおります。また、大規模事業となることから、複数の技術職員を専従させる必要がございます。

以上のように、財政面・人員面の問題もあることから、現時点では事業の着手に及んでいないところでございます。

以上でございます。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ご答弁ありがとうございました。整備は進めたい、進めないかんと思ってますが、人材と財源がというご答弁だったと思います。

まず、人材については、専門職や現場を知っている職員がおらんということなんですか。これ、育ててないんですから、それはおらんでしょう。募集しても入ってこん。当たり前でしょう。これ、全国で取り合いしてるんですよ、技術職は。そんな都合のいい人間というのはなかなかいません。

あとですね、会議で委託についても議論されたようなんですか。忠岡町の将来のことを全く考えてない無責任な議論だと思います。委託に出すにも、うちの技術職の職員が必ず必要ですよ。それもこんな大きな事業、何人も必要なんですよ。これ、自前で育てて経験した知識と技術を継承する、これ一択です。それ以外にありません。

あと、財源につきましてはですね、都市計画上の基幹管路の整備工事ですよ、国費で国から2分の1、毎年会検を受けてきっちり仕上げていく、それに決まってるじゃないですか。ほかにはもう何もありません。あの2分の1についてはね、私、数年前から汚水の益を使わせてもらえるように国に掛け合おう言うてるじゃないですか。それでも無理やつたら一般財源しかないですよ。でも、これ50年近くほったらかしてるんですよ。それは金はかかります。本町においては、これから先も人と金が余るなんてことは未来永劫ないんです。それでもやらなあかんのです。これ、そんなこと言うて何十年もほったらかして

るからこんなことになって人材も育たんのです。こんなのがネックで、都市計画事業を何十年も進められへんなんて今どき言うてる市町村はありませんよ。

勝手なことを言いますけれども、今、土木課には安藤室長いらっしゃるでしょう。彼やつたらまだ若い、知識もある。彼が今から10年かけてこの事業を進めて、経験積んでも、彼らには次の世代を育てる時間も残る。余ってはないけれども、少しは財源もある。これね、遅くとも15年後には本格的な汚水の更新工事が始まるんですよ。汚水の工事はそこから20年かかるでしょう。今、これやっていかんと、また30年後か、災害受けて慌ててするかのどっちかになりますよ。

できましたら、もう一度ご答弁ください。よろしくお願ひします。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城産業住民部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

議員ご指摘の、事業を自前の職員が専従で完結させることができれば大変大きな経験や自信となります。後年度の人材育成、指導を含め、個人のみならず、本町においても貴重な財産になると考えております。

関係機関との調整、折衝、予算の執行管理、現場の監督・指導、会計検査への準備・対応など、経験できる規模・範囲・期間は、今の担当課では非常にハードルの高い事業となります。人を育て次へつなぐ、組織として当たり前のことも含め、地域住民の生命・財産を守るため、ぜひとも事業を完結させていきたいと考えております。

以上でございます。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

新城部長、ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。私も無理言うてるかもしれません。安藤君にも勝手なことを言うてるかもしれません。でも、これ最後のチャンスだと思っています。

教育・子育て・福祉もデジタルも全部大事だと思います。でもね、これ全部、住む場所がある前提やと思ってます。衣・食・住、当たり前のように思うんですけども、その中のこの住には地方行政は深く関わってるんです。当たり前を黙々と進めましょう。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、次の質間に移ります。先ほど、町長にお願いいたしました件でございます。

長年にわたり自宅前の道路が冠水してお困りになっている一例を紹介したいと思います。

町長もおっしゃっておりました、この町民グラウンドのすぐ駅側の道路で水が溜まってしまう場所、上流側と下流側の2か所を、私ちょっと先日、見に行ってまいりました。住宅街の間に細い水路がありまして、上流側に1台の排水ポンプが設置されている場所があるんですけれども、新城部長、御存じですか。

産業住民部（新城 正俊部長）

はい。

7番（松井 匡仁議員）

はい、よかったです。

そこはですね、住宅街のど真ん中に農業用水路が流れてまして、その水路に向けて周りの住宅地の雨水を流している場所がありました。また、上流側の住宅地の一番低い場所に集水枠がありまして、道路に水がたまつたら住民さんが排水ポンプのスイッチを入れて、道路にたまつた水を自分たちで水路に排水する感じになっている場所があるんです。あそこを私ちょっと、町民グラウンドの雨水排水工事の後のついこの間ですね、6月末の雨の日に「2回も水たまつ」って住民の方から連絡ありましたんで、おかしいなと。グラウンドの排水っていうのは役場側に逆に流してるように改善されへんかったのかなと思いながら、住民の方と一緒に集水枠の中を開けてちょっと見させていただいたんです。

そしたら、枠の中にはですね、300mm、これぐらいですね、30cmぐらいの塩ビの管と100mmぐらいの管が上下に2本通つてまして、下の300の管というのは水路に直結しているんです。通常の排水をするような感じになつてるんですけど、上の管というのはその排水ポンプの取水口になつてるんですね。でもね、これ、大雨が降りましたら裏の水路というのは増水するんです。排水の管より、出口より上にちょっと水来ちゃうんですよね。

そんな状況でちょっと、住民の皆さん分からずポンプを回してたと。一旦引くんすけれども、今度は引いた後、逆に水路の水を引き込むんですよね。ぐるぐる回しているだけ。ちょっとあの勾配を考えても、どんだけポンプを回しても、あれではちょっと道路にたまつた水を排水することはできへんような形になつてしまつたんです。その場でどうやこうやは言いませんでしたんですけども、これ、できましたらですね、一日でも早く改善していただきたいんですけども、改善、ご検討いただけますでしょうか。ご答弁よろしくお願ひいたします。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城産業住民部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

忠岡東1丁目の浸水被害については10年以上前から認識しております。周辺水路の排水方向の変更や当該地区への雨水流入のカットなど対策を講じてきてまいりましたが、議員ご指摘のとおり、効果が発揮されていない状況でありますので、引き続き対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ご答弁ありがとうございました。いろいろ考えていただいてですね、対策を講じていただることは承知しています。ありがたく思っておりますが、これ、住民さんはですね、もう十数年、今、新城部長もおっしゃってましたけども、十数年我慢してます。町民グラウンドの排水工事でやっと解決すると思ってたら、それでも駄目やった。もう苦しいし腹立たしいと思います。

私も現場周辺の水路状況を歩いて見ていました。せやけど、何ぼ見ても応急処置では解決できへんと思います。仮に応急処置で道にたまってる水を水路に全部流せたとしても、すぐ下でまた絶対あふれてしまいます。一番いいのはですね、先ほどから言ってる2号管線、この本管を駅前まで引き込んで、計画どおり延伸して雨水管工事をしていくこと、これが一番いいんです。しかし時間がかかります。早急に対処するにはですね、住宅街のど真ん中を流れておりますこの水路、これの水路幅の改修、もしくは府営団地のところから、府営団地のさつき道路のとこですね、そこからこの引き込んでるんです、農水を、この農水の水路、これを迂回させるしか早い解決というのはできへんのやと思ってます。

ただ、いずれにしましても早期の実行をしていただきたい、ご検討をしていただきたい案件でございます。もう一度ご答弁いただきたいんですが、どうぞよろしくお願ひいたします。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城産業住民部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

農業用水路のルート変更等についてですけども、近年、宅地開発などで田畠が減少してきており、農業用水路のルート変更も可能と思います。こちらの方は相手方、水利組合もございますので、そちらと協議してまいります。

以上でございます。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ありがとうございます。どうぞ協議のほどをよろしくお願ひいたします。

次に、この財源につきましてはですね、今年度下水道事業において徴収した過料、これを使わせていただきたいと思います。このお金は下水道事業で生まれたお金でございます。ただ、過料につきましては一般会計に納める規定となっておりますが、このままいきましたら年度末に一般会計に繰り入れられて、もうガラガラポンされてしまって、もうほかのものと一緒になってしますと。ですから、できましたらこのガラガラポンをされる前に雨水整備への繰出し、繰出しの措置をお願いしたい。ぜひ、汚水同様ですね、雨水整備にも力を注いでいただきますよう重ねてお願いを申し上げます。これにつきましては公室長にご答弁いただきます。よろしくお願ひいたします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

今年度下水道事業にて徴収されました過料が、地方公営企業法の規定により一般会計の歳入となりました。この過料について、雨水整備のため下水道会計への繰出しをとのことでございますが、現時点では予算ができていない事業への繰出しは難しいものと考えております。

しかしながら、災害に強いまちづくりのためには雨水整備は必要であると考えておりますので、必要な整備につきましては、具体的な計画・予算化が決まった段階で繰出しを行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

公室長ありがとうございました。どうぞよろしくお願ひします。新城部長、また、計画のほうをどうぞよろしくお願ひいたします。これ、何よりも住民さんが十数年の間ずっと役場に改善を求めて続けている案件でございます。早期の実行をどうぞよろしくお願ひいたします。

最後にですね、道路側溝や集水枠の点検整備、これについて伺いたいと思います。私も線路沿いさつき道路なんかを歩いておりますと、集水枠の中に砂がたまって、そこから草が生えてしまって、ごみや落ち葉なんかが引っかかっているところというのをところどころ見かけます。見かけたときには私もごみは取って処分をしておりますけれども、本町に

おきましては、この道路側溝とか集水枠の点検・整備ですね、これはどれぐらいの頻度で行っておられますでしょうか。ご答弁よろしくお願ひいたします。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城産業住民部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

道路側溝や集水枠については、定期的な点検は実施しておりませんが、職員パトロールなどで不定期に実施しております。また、しゅんせつ等につきましては予算の範囲内で可能な限り対応しているところでございます。

以上でございます。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ご答弁ありがとうございました。分かりました。どうぞよろしくお願ひいたします。

砂や落ち葉、たばこの吸い殻、ごみというのは、雨が降ったらすぐ側溝とか集水枠にたまってしまいます。でも、それを日頃からきれいに保って、これ、役場の職員だけに言うのは、実は私、酷やと思ってます。私たち住民もみんなきれいに保つ意識を持ちたいと思ってます。実際掃除してくれている住民さんもたくさんいらっしゃいます。

あとはもう少し、何て言つたらいいんですかね、呼びかけといいますかね、一緒に頑張っていきましょうみたいなのをアピールし続けていっていただいたら、気持ちというのはどんどんどんどんみんなの中で高まっていくんやないかなと思っておりますんで、ぜひ一緒に解決していきたいと思っておりますので、土木課の皆さん、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

本日はありがとうございました。これで、以上、質問を終わります。

議長（北村 孝議員）

以上で、松井匡仁議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

議事の都合により暫時休憩をいたします。

次は14時30分から再開いたします。暫時休憩をいたします。

（「午前11時20分」休憩）

議長（北村 孝議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後 1時00分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（北村 孝議員）

次に、是枝綾子議員の発言を許します。

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

6番、日本共産党的是枝です。一般質問をいたします。

まず一つ目は、忠岡町が進めている産業廃棄物焼却施設誘致計画について、忠岡町が事前の生活環境への影響調査を一切していない問題について質問をいたします。私達はこの問題について何度も議会で質問をしてきました。忠岡町の答弁は、産業廃棄物焼却施設の設置は、民間事業者が環境影響評価、アセスメントをするので、忠岡町は調査をしないというものでした。住民の心配は、これまでの忠岡町クリーンセンターで住民のごみを1日20t弱焼却してきたときと比べて、町が誘致する1日200t焼却する産業廃棄物焼却炉とでは、煙突から出てくる排ガスの量も10倍以上になるので、大量の環境汚染物質が環境に与える影響が大きいのではないかという点にあります。

しかし、忠岡町は事前の生活環境への影響調査をしていないので、住民が心配する環境への影響についての答えを持ち得ていません。説明ができていません。行政として住民への説明責任を果たしていないという問題があります。

もう1つの問題は、忠岡町には二つの顔があります。一つは焼却施設を作るという事業部局としての顔、もう一つ、二つ目は環境保全という環境部局としての顔、この両方を持っています。ところが、この環境部局の顔が全く忠岡町にはありません。環境への影響を一切調べていないのですから、もう欠落しているという大問題です。つまり、車でいうと、アクセルはあるけれどブレーキがない状態だということです。それが今、大暴走しているんです。大変恐ろしいことではありませんか。

そのブレーキである環境部局がない。その端的な例が、ごみ処理方式を三つの方式、1、単独処理、2、広域処理、3、公民連携協定のうち、公民連携方式で産廃焼却施設に方針決定した際の比較評価検討資料、定性評価資料、これですね、これがそうであります、これですね。この定性評価の資料ですが、経済性とか監視とか人口減少、国の施策など六つの分野で比較をしていますが、ここには一切環境への影響という項目がありません。環境部局でありながら、環境を保全する考えは全くない、欠落している、ブレーキがない車ということがここでも分かります。暴走を始めたということで大変な恐ろしさを感じます。これは行政としてあるべき姿ではありません。それは法律の面からも言えます。

ごみ行政に関わる法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物処理法、廃掃法ですね、いわゆる。第8条では、市町村が一般廃棄物の処理施設を設置する場合は都道府県知事の許可は要りません、不要です。届出だけで施設を設置できるのです。民間事業者は知事の許可が必要なのに、なぜ、市町村の場合はごみ焼却炉を建てるのに知事の許可が要らず、届出だけでよいのか。私は、大阪府と、あと、環境省にこのことを問い合わせてみました。知事の許可が要らない理由を二つ言っておられました。一つは、住民のごみ処理は自治事務、自治体固有の事務であるので市町村が処理責任を負うからということ。そして二つ目が処理経験を有するからでした。

この処理経験とは、各市町村の一般廃棄物処理計画に沿って環境に支障のないようにされるから環境保全の立場ということからでした。つまり、行政は変なことはしないと信用されているからですというふうに大阪府の職員も言っておられました。

これが民間事業者の場合は、平成3年の法改正で知事の許可が必要になった理由は国民の信頼を確保するためということでした。当時いろんなごみにまつわっての不法投棄であったりいろいろな問題があったので、そういう許可というものが要るようになったのか、そういったことがあります。

法律で行政・市町村は信頼されているので、忠岡町が産廃焼却施設を誘致すると聞くと、信用しているので大丈夫やわと思い込む人もいるわけです。「忠岡町は産廃を呼ぶんやから、影響が出るか調査してるやろう」と言う人がいましたので、「全然してないよ」と答えると、「嘘やろう」と大変驚かれます。

忠岡町は、「産廃焼却施設を誘致しても環境に影響はない、大丈夫」と言うのなら、「大丈夫」と言う根拠となる環境影響調査を忠岡町として今すぐすべきではありませんか。担当部の次長さんより答弁をいただきたいと思います。

産業住民部（小倉 由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

ご質問にありました、一般廃棄物の焼却施設なら事前に環境影響評価を行政が行うことになっているのではないか、につきまして、今回事業を行う施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条に基づき都道府県知事の許可を受けなければならない産業廃棄物処理施設となります。また、その施設を設置しようとする者は基本協定を締結している事業者側になりますので、施設設置者でない忠岡町が環境影響評価を行うことはできませんし、仮に一般廃棄物処理施設であった場合においても、計画段階で環境影響評価を行う定めはないと考えております。

環境影響評価につきましては、令和5年第3回定例会において同様のご質問をいただき、

当時の答弁と重複して恐縮ではございますが、ごみ焼却施設で焼却能力1日100t以上の施設建設に際しては、大阪府環境影響評価条例に基づき、大気質などの生活環境、気象などの自然環境、歴史や文化的環境、廃棄物発生度、温室効果ガス、オゾン層破壊物質など、環境負荷についての調査を行うこととされております。

その実施に当たっては、新規焼却炉の焼却炉形式、処理能力・発電能力・運転条件・燃焼温度・煙突の高さ・排ガス温度・排ガス量・排ガスの濃度・焼却する廃棄物の種類を明示する必要があることから、施設の設計がある程度進んだ段階でなければそもそも最初の手続である環境影響評価方法書の提出はできないことをご理解いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

答弁にありましたが、条例に基づく環境影響評価は忠岡町としてはできない。条例に基づいてしろというふうなことは言っていません。自主的にするということを常々申し上げているんです。だって、この産業廃棄物の焼却施設呼んだらどうなるのかということを全く調査なしに事を進めていく。それも言うことは問題だということで、だからそれを環境アセスメントとかそういう入る前に、こうやって契約をする前に自主的に忠岡町ですればいいんです。それをしないと言っているわけですから、ちょっとすり替えないでほしいんですけれども。条例上はそれはできない。だけど、自主的にこれはどういうものなのかということを、ちゃんと契約をする、こういう話を進める前に調査をして、資料としてちゃんと持つておくと、データを持っておくということが必要ではないかという点を申し上げているだけです。

でも、それについてはする気がないということありますので、町として事前の環境への影響調査もしない、産廃焼却施設誘致の事業を大丈夫という根拠もなしに進めているのは、環境部局としての行政が欠落していると、最初に申し上げたとおり、ないわけですね、欠落しているというのは大問題です。

忠岡町は、そのうちＳＰＣ事業者が環境アセスメントをするから、そこで分かると答弁をしてきました。これは責任ある態度とは言えません。忠岡町が唯一根拠にしているのは環境基準を守るということだけです。しかし、この環境基準を守らんかったら許可が下りないんです。だからお話にならないことをわざわざ答弁で、これまでその当時の担当の部長が言ってきたわけです、忠岡町はそう言ってきました。ということあります。

で、これまでの住民部長の答弁には「環境基準は守ると言ったが、安全とは言っていない」という、こういう答弁もありました。ということは、環境基準は安全基準ではないと

いうことを言ってるようなもんです。忠岡町が安全とは言えない産業廃棄物焼却施設の誘致を進めているのは、環境への影響がどれだけあるか分からぬ産廃焼却施設を安全の根拠もなく認めているんではないですか。だから根拠なし行政と言わなければなりません。

先般、和泉エネルギープラザの環境影響評価、環境アセスメントが行われました。忠岡町にできるものと同じ220tのストーカ炉の産業廃棄物の施設ですから、忠岡町に産廃焼却施設ができたらどうなるのか、非常にこれは参考になるんです。ということで、私もこの資料を見てみました。すると、現状の95tのガス化溶融炉よりも、このストーカ炉の220tになるので、排ガス中の大気汚染物質の排出量が増えて、ジュンビショの大気質の予測数値でもダイオキシンは40倍になっています。現行と今度の予測数値は40倍ということです。なのに、住民の意見に対する事業者の見解はこう書いています。「環境基準を守れば排出は許容される」というような、そういう立場のこんなことを言ってるんですね。今よりも環境が悪化しないようにという考えは全く見られません。これは大問題です。

環境基準値を守るだけではなぜ駄目なのか。それは大阪府の環境影響評価の技術指針というものがありまして、そこに評価の基準ということで書かれてあります。「原則として環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全に配慮されていること」これが評価基準の大原則であるというふうにあります。環境への影響は最小限にとどめる。これが環境保全環境部局のブレーキの役割だと思います。忠岡町には欠落しているこのブレーキは、大阪府の環境影響評価の技術指針にちゃんとブレーキとして役割で書かれてあるんですけども、ないんですね、忠岡町には。環境への影響は最小限にとどめるということが、忠岡町はどうですか、環境への影響は最小限にとどめるという考え方があるのでしょうか。

その点と、もう一つは忠岡町に誘致する産廃焼却炉は、建て替えられる和泉市の産業廃棄物の焼却施設と同じ220tのストーカ炉で、環境アセスメントで予測値が出ていて、忠岡町クリーンセンターと比べてどれだけ影響が出るのか、大学の名誉教授に試算をしてもらいました。すると、煙突から出る排ガスのダイオキシン類は、何と忠岡では12倍も出てくるという結果となりました。これは環境への影響は最小限でしょうか。12倍も出てきて最小限と言えるのか。環境基準値以下なら幾らでも出してよいのでしょうか。

そこでお聞きします。忠岡町は事前に環境への影響を調査しない、そして影響がどのくらい出るか分からぬのに誘致を進めている。産廃焼却施設を認めているわけですから、なぜOKなのか、これが。環境基準さえ守れば、今よりも環境が悪化してもよいのでしょうか。その点、お答えいただきたいと思います。

産業住民部（小倉 由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

現時点での科学的知見に基づく環境基準が国で定められており、その数値を遵守するだけでなく、それを上回る目標値の設定や適切なモニタリングを実施し、事業のほうを進めてまいります。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

今、環境基準を上回るというのは、数値的には下回るというそういう捉え方でよろしいんですね。それよりも、環境基準よりも厳しくと、厳しくいう言葉なかったので厳しくないのかもしれないんですけども、独自の基準を定めるというふうにおっしゃっておられます、環境への影響は最小限にとどめる、これ、大阪府の技術指針ですね、大阪府の環境影響評価の技術指針の立場です。

忠岡町はこれまでのこの10倍の大きさの産廃焼却炉で、先ほど言ったように、ダイオキシンの予測数値を試算したら12倍も出てくるという、これ、今よりも悪化させないように、そういう独自の基準を定められるのかですね、今よりも悪化させない独自の厳しい基準を設けるというふうにお答えいただけるんでしょうか。悪化させない、今よりも悪化させない、だから今よりも出さないということですね。そういう厳しい独自の基準を設けるおつもりがあるのかどうか。これは最小限にとどめるという立場とイコールなんですよ。これ、どうでしょう。担当次長よりお答えいただきたいと思います。

産業住民部（小倉 由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

今よりも環境が悪化することのないようにというご質疑でございますけれども、先ほどの答弁と重複するところもございますが、大阪府環境影響評価条例に基づく環境アセスメントにより環境保全について適切な配慮がなされていることを把握するとともに、事業実施後に行うモニタリングにより、環境基準など関係法令並びに本町との協定書等に定める要件を満たし、適切に施設運営が行われていることを確認してまいります。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

確認していますと言いましたが、そういうお話をされているということなんですね。そしたら、今よりも環境は悪化させないという大阪府の環境影響評価の技術指針にあるこの立場を忠岡町も堅持をして、今よりも悪化させないという、そういう厳しい基準を設けるのかどうかということを私聞いてるんです。そのことについての直接の答弁はなかったですね。何か希望的な観測みたいな感じで、そういうふうに相手の事業者と話をしていますと。話をしていますというのと、やっぱり厳しい環境基準を忠岡町独自で設けますと、そういう立場で交渉に当たりますと、相手企業さんのねっていうふうに、そういう答弁が欲しいんですけども、それ、答弁がなかったですので、もう一度その点、答弁いただいていいでしょうか。

議長（北村 孝議員）

次長、いけますか。

小倉次長。

産業住民部（小倉 由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

先ほどの答弁と変更はございませんので、よろしくお願ひいたします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

環境を悪化させないっていうふうな立場でそういう厳しい基準を設けるんですかとお聞きしてるんやから、設けます、設けません、どちらかなんんですけど、どっちなんですかって聞いたら、それも先ほど変わりませんということは、もう設けないということで捉えていいんでしょうか。設けますというふうに拡大解釈をしていいんでしょうか。それがね、そこをお聞きしてるんですが、これ、事前にお伝えしてます、これは。初めて言ってるんじゃなくて、そこを聞きますよとお聞きしてるので、答弁、ちょっと明確な答弁、これ、何回聞いてもそのことについて答えがないっていうことは、その質問に対しての答えをきちっといただくという、こういう議会の場での理事者側のやっぱり誠意ある答弁をいただきたいと思います。

あるんですか、そういう厳しい基準を設けられるのか、設けるつもりはないのか、どちらでしょうか。

産業住民部（小倉 由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

現時点で環境基準が国で定められておりますので、先ほどの答弁と同じになりますけれども、その数値を遵守するだけでなく、それを上回る目標値の設定をしながら、適切なモニタリングを実施し、事業のほうを進めてまいりたいと考えているところでございます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

今まで分かりました。環境基準を上回るけれども、そんな現状から悪化しないような厳しい基準は設けないということだということですね。それでよろしいですね。厳しい基準を設けて相手と交渉しますということではないと。これはちょっと確認しておきたいんですけども。

議長（北村 孝議員）

答弁変わりますか、変わらなかつたらもういいですか。

産業住民部（小倉 由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

変わらないです。

議長（北村 孝議員）

いいですか。

産業住民部（小倉 由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

はい。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

変わらないということは、私が聞いていることについて答えていただいてないから確認をしているわけですが、もうそういう厳しいね、今よりも悪化させないという立場ではないということが明らかとなりました。そう判断して、議長よろしいでしょうか。

議長（北村 孝議員）

私に聞かれても。

6番（是枝 綾子議員）

そうですか、そうだというふうに、違うなら違うとおっしゃってください。そこをお聞きしてるんやから、そこまでしませんって、ようしませんやつたらようしませんって言っていただいたらいいんです。

議長（北村 孝議員）

変わりませんね、次長。

是枝さん、次の質問にいってください。

6番（是枝 綾子議員）

ということで、どう捉えていいかということで、私、確認しているので、もう厳しい基準は設けませんとおっしゃっているというふうに解釈いたします。よろしいですね、それでね。ということで、もう時間がたつので。

議長（北村 孝議員）

はい、先に進んでください。

6番（是枝 綾子議員）

そういうことだということで、明確な答弁がなかったということでね、厳しい基準を設けるということについては明確な答弁がなかったということですね。

産業住民部（小倉 由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

先ほどから申し上げておりますけれども、環境基準よりも厳しい数値のほうを設定して運営をしてまいりたいと考えているところでございます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

え議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

今よりも悪化させないという立場ということではなく、環境基準よりも悪くはしないという、その程度であるという答弁だと、今のはね、というふうに受け止めました。

ということで、そういう緩い、今よりも悪化させないという大阪府の技術指針の立場とは忠岡町は違うということで、今度設置される事業者も環境基準値までは許容されるという立場ですから、非常に心配される内容だということが明らかとなりました。今よりも悪化するということは目に見えているということが明らかとなりました。ということで、やはりこういうものは私たちは認められないということで申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

学校給食の無償化について質問いたします。学校給食の無償化はこれまで私たちは質問で取り上げてきました。ところが、忠岡町は、国において実施すべきこと、財政状況が厳しいという理由で実施しないという答弁をこれまで繰り返してこられました。しかし、

その国を動かす上でも全国の市町村が先行して実施をして、そして国を動かしていくことが大事ではないかというふうに思います。

コロナ禍で仕事を失って、その回復がされていない上、物価高騰で子育て世帯の家計は大変苦しくなっています。学校給食費の無償化は子育て世帯にとって必要な施策となっています。本町の学校給食費は、小学校の1・2年生は1か月4,800円、3年生・4年生は4,900円、5年生・6年生は5,000円、そして中学生は1か月6,000円になっております。複数の子供がおりますと、家計の負担は毎月1万円、1万5,000円の負担になってくるというものです。

そんな中、文部科学省の学校給食無償化についての全国調査が、令和5年、昨年の9月の時点で行われ、そして先日6月12日に学校給食に関する実態調査ということで、その結果が公表されました。それによりますと、547の自治体で学校給食の無償化が行われているということが分かりました。

そして、無償化の実施に至った経緯というそういう回答項目では、保護者の経済的負担の軽減、子育て支援という回答をされたところが652自治体、圧倒的に多いです。そして、次いで少子化対策66自治体ということでありました。ということですので、1,794のうちの約3分の1の自治体で学校給食の無償化が全国的には行われているという結果が明らかとなりました。昨年の9月の時点の調査ですので、その後、実施自治体は増えていると思います。

そして大阪府下の状況を調べたところ、コロナの交付金で物価高騰の交付金を充ててということではなく、恒久的に学校給食の無償化を実施されている自治体は、大阪府下で11の自治体がありました。小・中学校ともに無償化をしているところは、大阪市・能勢町・千早赤阪村・太子町・河南町・田尻町、町村ばっかりですね。そして中学校だけを無償化しているのが高槻市・東大阪市・交野市・寝屋川市で、小学校の無償化をされたのが、この4月からされたのが岬町で11ということあります。町村のほうが実施、学校給食の無償化されているところがやっぱり多いです。ということで、あと付け加えると、大阪狭山市では2025年度から小・中学校の給食費の無償化が恒久化される予定になっております。だんだん増えてきているということあります。物価高騰から住民の暮らしを守れということで、学校給食の無償化の運動を広げていくということが非常に大事になっていると思います。

私たちはやはり保護者の経済的負担の軽減で三つの無償化することを掲げています。一つは子供医療費の無償化、二つ目が保育料の無償化、三つ目は学校給食の無償化、この三つの無償化で保護者の負担を軽減していくという政策提案をしています。今もう学校給食の無償化というものが子育て施策の中心課題に移ってきてると思います。本町でも検討を実施する時期が来ているのではないでしょうか。そういうことで、忠岡町で学校給食の無償化を恒久的に実施するお考えはありませんでしょうか。教育部長よりお答えいただ

きたいと思います。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田教育部長。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

令和6年度につきましては、令和6年9月議会において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、2学期以降のおおむね3か月程度の学校給食費を無償化するための予算を計上させていただいております。令和7年度以降につきましては、無償化には年間6,500万円程度が見込まれ、本町の財政状況を鑑みると町単独での無償化は難しいと考えております。給食費につきましては、子育て支援の観点から補助金の創設等を国に要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願ひいたします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

忠岡町、この9月定例議会に、これから上程される補正予算で物価高騰の交付金が余ったので、余ったので3か月無償化すると、最初からご無償化するって言ったら値打ちありますけど、余ったから無償化に回しますという、そういう補正予算が出てくるんですけど、しないよりはしたほうがいいんでしょうけれども、やはりそういうお金が余ったからではなく、恒久的にすべきだというふうに私は考えます。

年間6,500万円程度が必要だということなんですが、忠岡町、いつも財政的に困難、財政的に困難っていう、これ、10年ほど前、5、6年前までぐらいはちょっと財政的に困難かなということだったんですが、本町の財政状況、好転してきています。平成31年度でシビックセンターの元利償還が終わって、年間3億円、これが終了して、その分、楽になっているわけであります。財政調整基金も令和5年度の決算で17億円になってきています。令和5年度だけで6億円、財政調整基金に積んでるんです。それだけ余っているということですよね、使わないで、ということですよね。

そんな財政的に困難、6,500万円出せないのかというところで、いや、6,500万円もこんな、さっき、最初に言ったところで小さな町村、財政的に厳しいところありますよ、いっぱいね、忠岡どころじゃないよと、もっと大変なところもやっているんですよ。やっているんやけど、忠岡町は6億円、令和5年度で積み増しをしました。財政調整基金17億円に今なりました。という、そういう状況にあるのに、「財政が厳しい」って言うと、住民は昔の財政調整基金ゼロになったときのそのままだとみんな思っていらっしゃい

ますから、ちょっと誤解が出てくると思います。だから財政状況厳しいっていうのは、そこまで厳しくないですよと、できないことないですよと、公共事業にいろいろと取り組んでいらっしゃるじゃないですか、忠岡町、財政好転してきたからですよね。ということで、やはり財政厳しいというのは、それはやる気がないということだと思います。

もう一つは、前に、二家本議員が去年ですね、学校給食の無償化を質問したときに、町長ね、9年先に産業廃棄物の焼却施設が稼働したらお金も余ってくるから、そのときについていうふうな、そういう趣旨の答弁をされていましたが、9年先、もう子供ね、大人になっていますよ、こんなん。

だからやっぱり今、大変な物価高騰で大変なときなんだから、やはり先送りではなく、学校給食費の無償化に背を向けているというような、こういう態度ではなく、真摯に向き合って、住民の子育て世帯、今、大変なところを何とか応援していこうという、そういう町政に変えていく必要があるのではないでしょうか。

そこで町長にお聞きします。学校給食費の無償化を、そんな9年先と言わず、今すぐ実施するお考えはないでしょうか。町長よりご答弁いただきたいと思います。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

思いは分からんこともないんですけども、繰り返しの答弁になりますけれども、給食費の無償化につきましては、予算を必要とするものでありますので、実施に向けてのほかの施策ともいろいろ考え方を合わせながら考慮する必要があると考えておりますので、どうぞよろしくご理解のほどをお願いいたします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

思いが分かっていただいてないなというふうに思います。学校給食の無償化、忠岡町、ゆっくり考えていたら、周りはどんどんされていって忠岡町だけしないという、そういう取り残されるというふうに考えていただいたらいいかと思います。やはり今すぐ、これは財政状況を好転してきているということで、そんなね、十何億も要るというものではなく、6, 500万円と先ほど教育部長も、年間の予算6, 500万円程度ということなので、財政調整基金、毎年3億とか5億とか積み立てていけるような財政状況になったんだから、やはりそこは考えていただきたいと思います。財政厳しいということを理由にすべきでは

ないということはご指摘したいと思います。

物価高騰で、米不足で値段が上がって、本当に野菜もこの天候でどんどん上がって、ほんと収入は増えていると本当に大変なんです。保護者の経済的負担軽減というのがもう非常に今、もう今求められているということです。3か月間、2学期でしょうかね、忠岡町、物価高騰のお金でするというけど、そのあともね、やはり引き続きやっていただくということが、3か月猶予がありますので、ここはやはり3か月間の間で、また引き続き町の一般財源でやっていくという考える時間があると思いますので、ぜひ考えていただきたいと思います。

ということで、先行して市町村が実施をして、国に必要性・効果をやっぱり検証して、もうアンケートを文科省がとること自体が、これ、国が動いてきてるんですよ。だから、やはり国の制度にしていくために忠岡町がそれを実行して、そして一緒に全国の市町村と声を上げていく、国の制度にしてくれと言っていくという、こういう取組をする考えが必要だと思います。

35人学級もそうです。市町村や都道府県独自にやって、そして国がやっと動いたというね、そういう経過もありますので、ぜひ考えていただきたいと思いますが、教育部長、3か月間猶予がありますのでまた考えていただいて、引き続き恒久的な制度にするお考えはないでしょうか。

議長（北村 孝議員）

質疑が3回目になりますので、答弁をもって次の質問に移ってください。

村田教育部長。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

先ほども町長の答弁にもありましたとおりですね、やはりほかの給食費無償化だけが忠岡町の事業ではございませんので、いろいろな事業と絡み合わせですね、何が一番忠岡町にとっていいのかっていうことを検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願ひいたします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

財政的に厳しくないでしょって言ったら、もう給食費の無償化だけがそんな制度じゃないという、そういう子育て支援の制度じゃないっていうふうな、そういうのもちょっと後退したような気がしますが、ぜひ、給食費の無償化に背を向けずに、ちゃんと向き合って実施をしていただくように求めて、次の質問に移ります。

三つ目の質問は歩道の舗装を行うことについてです。町内の道路の舗装、特に忠岡中央

線、さつき通りの南海本線より山側の歩道が水路の上に造られたため、コンクリート蓋であるため経年劣化でガタガタになっているところや、道路が交差している開口部の段差が0cmではなく2cm確保ということで、2cmの段差がもう全部ついているという、それが自転車・車椅子・手押し車・ベビーカーで通行するにはガタガタするので苦情が多く、お聞きをしているところあります。そういったアスファルトとコンクリート蓋が混在している歩道であるということで、それも段差になっています。

ということで、忠岡中央線、南海本線より山側の歩道の舗装をされるお考えはないでしょうか。担当部長よりお答えいただきたいと思います。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城産業住民部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

議員ご指摘の区間に設置されているコンクリート蓋は、構造上、間隙が発生するものでございます。自転車で通行する際に少しの段差やがたつきが生じていることは把握しております。当該区間のコンクリート蓋の改修は、歩道並びに民地側の高さが決まっていることから、雨水勾配を確保するためには現地にてコンクリート蓋を打ち替える方法しかなく、大がかりな工事になります。また、コンクリート蓋の劣化状況は重大な事故が発生する状況ではないと判断しており、安全面の観点から早急に対策する必要性は低いものと考えております。

しかしながら、道路管理者として、道路上安全性を保つことは十分認識していますので、道路維持補修の優先度の高い箇所が一定程度完了した後の案件であると考えております。

以上でございます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

ほかのところが、優先順位の高いところが済んだらということですが、いつまでかかるのかというところが分からぬところであります。住民の方からこういう苦情がなくなるよう、快適な道路環境をつくるのが行政の仕事だと、住民サービスであると思います。通行するのに不具合のあるところですね、個別の箇所、そういったところの住民の苦情ということについての対応、可能な対応っていうことはしていただくというお考えはないでしょうか。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城産業住民部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

先ほどの答弁の繰り返しとはなりますが、現状の高低差を考えれば、非常に難しい回答になります。

今まで対応してまいりましたが、小規模な陥没や軽微な破損・亀裂に当たっては、セメントを塗り込むなどの部分補修を可能な限り早急に処理させていただいておりますので、改めて確認をさせていただき、必要であれば補修等をさせていただきます。

以上でございます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

確認していただきて、補修の必要性のあるところから対応していただくと、少しでも今の全くほったらかしではなく、少しでも快適な通行をしやすいようにという、そういう努力はねやっぱり行政としてしていただく必要があるというふうに思いますので、その答弁ですね、対応は確認していただくと、対応もできるところはしていただくという、そういう趣旨の答弁であったかと思いますので、ぜひ、そういう立場で取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

そして最後の質問です。地球温暖化が進んで豪雨災害が日本全国どこでも起こり得る状況になっています。本町では大津川があるため、大雨・豪雨による河川の増水時、洪水・堤防の決壊が心配されます。先日、複数の住民の方から、大津川の堤防の内側のり面の護岸のコンクリートが剥がれかけている箇所が幾つかあるというご指摘や、洪水時期の河川側の土台部分が中のはうで崩れているという箇所があるというお声があり、見てまいりました。忠岡町にもお伝えしておりますので、それは確認していただいていると思います。

もし、大雨で増水したときに崩れたら大変ということありますので、大阪府ですね、管理責任者は、大阪府とも協議して対応・対策を取られることを求めるといいますか、いかがでしょうか。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城産業住民部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

河川の点検につきましては、本町と鳳土木事務所で合同パトロールを毎年度実施しております。実施時期は1月となっておりますが、これは川の水の量が少ない時期に実施しております。議員ご指摘の箇所につきましては、本町から鳳土木事務所へ連絡しており、現地確認を行うとの回答を得ております。

改修などの実施につきましては、鳳土木事務所の判断となります。参考となりますので、お気づきの点があれば今後も情報提供のほどをよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

ありがとうございます。早速、大阪府に言っていただいて、確認もしていただくということになっているとのことでありました。大規模に剥がれてからまた工事をするとなると、やはり工事費も大きくなりますし、やはり少しのときのほうが改修工事費も少なくてすむという場合もありますので、早急に大阪府へ確認していただいて対応していただくように、重ねて忠岡町のほうからまたご要望いただきますよう、よろしくお願ひをいたします。

ということで、私の質問を終わります。

議長（北村 孝議員）

以上では是枝綾子議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、三宅良矢議員の発言を許します。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

よろしくお願ひいたします。無所属の会、三宅です。

忠岡町の各種計画におきます、人手不足の深刻が止まらない介護業界への見識についてお尋ねいたします。介護や福祉の仕事は今、非常に人手不足となっていします。皆さん、認識あると思います。2023年の有効求人倍率、介護職の全体3.6倍、ケア・マネージャー4倍、ホームヘルパーは15.5倍となっています。もともとこのような介護や福祉の仕事は公的機関が担ってましたが、2000年以降は民間開放で、特に雇用主にとっ

ては就職氷河世代、そして外国人材、これを安くこき使つて、利用者が優先なんだっていう思想の時代が長く続いて、あと、併せて保険料等をできるだけ抑えたいという行政・国民の思惑の上に成り立ち続けてきて、今、弊害が出てきている産業だと僕は思っています。

大阪市が日本一高いという批判も起きました。確かにチェック体制はざるです、聞いてたらいろいろと。それも踏まえたとしてもでも、でも、多くは職員の給料に使われるんですよ。昨今の経済的な状況と介護保険料という構造を考えれば、要は介護保険を上げなければ職員の給料も絶対上がらないんですよ。で、より人手不足が深刻化しているというこのスパイラルになっています。その状況は他産業への人材流出が顕著になった、僕の肌感覚では大体コロナ前、今から5年か6年ほど前から顕著となってきています。

そのような状況にもなって、忠岡町の総合計画、それに紐づく福祉計画見てますが、人材不足への現状把握、対策について明確に書かれたものがこれまであんまりなかったんですよね。あんまりというか、なかったんです。上記のことを踏まえまして質問させていただきます。

一つ、今後は福祉や介護の仕事、これらも当然加えて、例えば地域のボランティア、保護司、よく言われますよね、今、あと、民生委員など、成り手不足の問題、高齢者の有償労働者、シルバー人材ですね、を含めて、忠岡町の各種計画におきましては人材確保の視点、これをもっと詳しくページを割いて書いていただきたいと思いますが、いかがでしょか。

二つ目、現段階で忠岡町としての人手不足の深刻化に対する計画や予算についてどのような状況でございますでしょうか。お答えください。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

福祉サービスを提供する上での基盤となるケア・マネージャーを含む福祉人材や地域福祉活動を推進するためのボランティア等の担い手確保は、令和5年に実施されました大阪府の調査においても、需要と供給の格差により質・量ともに困難性が生じており、今後ますます進む少子高齢化の下、人材確保は喫緊の課題でございます。

議員お示しの各種計画への人材確保に関しましての詳細な記載につきましては、先進的な取組をしております自治体の計画等を調査・研究してまいります。また、現在の町の計画等においては介護人材の確保や定着に向け、各種研修等の実施や介護職への就業等に関する情報提供を取り込むことと記載をしております。また、予算面につきましては、中学生の職業体験の時期に配布しております、介護の仕事を紹介するパンフレット作成費用などを計上しております。

以上でございます。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

昔、忠岡町でヘルパーさんの資格を取らせるような講座を開いたりとか、僕も大学、高校ときかな、受けた記憶もありますし、ケアマネとか御存じだと思うんですけど、仕事やっていて5年に一遍、もう何万も払って、仕事を続けるために払って研修を受けて、何十時間の研修を受けて、これもう罰ゲームかと思えるような状況で、それ残るか、その人材っていう、これはまだ、町行政に言うてもしゃあないと思うんですけど、あとは例えば住民の確保もあると思うんですよ、介護保険料ね。内容についてはもう住民にいい顔をするような聞き方とかじやなくともいいと思うんですよ。もう選択肢を突きつけた、とがったような質問もやってるようなところもあります。

そういうことを踏まえて、住民に対しても、厳しくとも事実を、未来を見据えた事実を伝えるような構成にしていただきますよう願いまして、次の質問に移ります。

二つ目です。育児介護休業法改正を受けた忠岡町職員の在り方につきましてご質問させていただきます。令和6年度通常国会におきまして介護育児休業法等の改正が成立いたしました。来年、令和7年4月1日に施行され、その主な改正内容は3点、1、子の年齢に応じた柔軟な働き方の拡充。2、育児休業の取得状況を公表する義務の拡大や次世代育成の強化。3. 介護離職を防ぐため、仕事と介護を両立させる制度の強化。ただ、育児介護の休業期間を終えたとしても、日常における介護、または子育てですね、これは続きますし、また、管理職になれば議会とか議員対応などで定時退社の17時半過ぎることもざらにあると思われます。ただ、でも、育児・介護があるんで、こども園とか学童保育へのお迎えがぎりぎりになったりとか、介護ヘルパーの引き継ぎですよね、親の、が遅くなったりすることも、こんなことは容易に起こり得ることです。

忠岡町としては働きやすい町として優秀な職員に選ばれることを目指されていると聞いていますが、こうした状況をこのまま放置していると、優秀な人ほどほかの市町村やほかの産業・企業に流れていってしまいますし、上司のこんな大変な様子を見たら、部下が出世を目指していきたいかと思うと、甚だ疑問でもあります。10年20年の長い時間軸で考えれば、役所は法的に拘束、この改正に拘束されないといえども、やっぱり民間企業の手本にもなる必要があると思います。改正に即した行動が忠岡町にも求められると考えます。

そこで、男女の区別なく、育児に対する子供の年齢や介護する状況に応じて、以下のような場合、管理職であったとしても、ほかの職員に交代し任せるような仕組みをつくるこ

とができないのか、お尋ねします。一つ、管理職の17時半以降の全ての議会、本会議や委員会も含む議会対策やその対応、二つ、土・日・祝のイベントなどにおける出勤時間制限、それぞれお答えください。

町長公室（中定 昭博公室次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

中定公室次長。

町長公室（中定 昭博公室次長兼秘書人事課長）

働きやすい職場となるようご提言いただき、ありがとうございます。議員ご指摘のとおり、働きやすい環境をつくり、職場の魅力を上げていかないと、優秀な人材はおろか、本町への就職希望者が減り続けると思われます。また、10年・20年の軸で考えるならば、様々な手立てをすぐにでも始める必要があると考えております。

1点目の管理職の議会対応について、17時半以降は状況に応じて交代できる仕組みづくりとのことでございますが、我々理事者側担当者は、提出させていただいた案件について、議会からいただいたご質問にご理解いただくまで説明をさせていただくという責任を負って取り組んでおります。ご提言いただき大変申し訳ございませんが、議会及び委員会が続いている以上、他の職員に依頼することは現状では難しいと考えております。

2点目の、休日におけるイベントなどにおける出勤時間制限についてですが、これにつきましては、制度として定めているものはございませんが、現在も子育てや介護の必要がある職員については、周囲の職員の配慮で、休日の出勤時間の制限だけではなく、休日出勤自体がないようにしているところではございます。ただし、これらは周囲の配慮によって成り立っているものでありますので、議員ご指摘のとおり、介護や子育て中の職員の働きやすさが実現するよう、調査・研究をしてまいりたいと考えております。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。1点目につきましては、議会の自覚すべき当然の事項でもあるのかなと思っています。そのために時間とか内容を調整するのも議員の力量の一つかなと考えますけど、これ、なかなか僕も一般質問でこれ以上聞けないっていうのもまた難儀やなという点かなと思ってますし、ただ、意見として議会に対しやっぱりそういう呼びかけとか、今後DX進めますよね、何のためのDXやねんみたいなのがあるじゃないですか。何かできないかなって思うんですけど、どうでしょうか。

2点目は、やはりその先ほどのイベント時、土日出勤ですよね。やっぱりこれはルール

化して、やっぱりある程度マニュアル、ルール化して何か作成した上でのきちんとしたルールを定めてほしいと思うんですけど、いかがでしょうか。2点、お答えください。

町長公室（中定 昭博公室次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

中定公室次長。

町長公室（中定 昭博公室次長兼秘書人事課長）

私ども理事者側から議会の運営に関して、たとえ思うところがあっても、ちょっと口に出すのは大変難しいと考えております。ご容赦いただきたいと思います。

それから、2点目のイベントのときにルール化というご要望でございます。イベント時のスタッフの数っていうのは限りがございますので、厳格なルールづくりというのは難しいかなとは考えます。ただし、イベントの応援に支障をきたさない範囲、当然のことなんですけども、範囲内でできることを今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

よろしくお願ひします。DX化、あと、仕組みの見える化、これって結構やっぱりみんな見てるんで、やっぱりその辺を見て、皆さん、就職を選んだりする方もいっぱいいると思いますので、その辺をよろしくお願ひいたします。

続きまして、ワクチン健康被害救済制度申請補助制度の創設につきまして質問いたします。令和6年4月12日現在、予防接種健康被害救済制度での新型コロナワクチン死亡での申請認定事例は1,422点で、認定713件であります。審査未了については443件でございます。

繰り返し接種することで免疫機能の低下、1,000種を超える副反応作用などの症例も報告されております。昨年9月に接種開始されましたXBBワクチンは、薬事承認段階ではマウスラットでの臨床試験で申請されていました。このほか、ワクチンをめぐる様々な懸念がある中、健康被害補償については予防接種健康被害救済制度がございます。しかし、申請に至るまでの証拠書類作成や金銭的負担で諦める方が多く、申請においての地域格差が発生しております。

忠岡町では申請に至っている人が0件という把握でありますが、隣の泉大津市では新型コロナワクチン健康被害支援金制度を創設し、医師の診断書や資料作成に係る経費の75%を補助することで累計10件の申請に至っていると。大津川をまたげば、その忠岡町

は0件になるのかといったら、そうではないですよね。やっぱりお金がないから申請を躊躇してるんじゃないかというふうに類推されます。泉大津と同制度を創設し、被害者の適切な救済を支援していくことはできないのか、お答えください。

健康福祉部（大谷 貴利健康福祉部次長兼保険課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

大谷健康福祉部次長。

健康福祉部（大谷 貴利健康福祉部次長兼保険課長）

新型コロナウイルスワクチンは、特例臨時接種の際にも予防接種健康被害救済制度に関する周知を図っておりましたが、令和6年4月から予防接種法上の季節性インフルエンザと同様のB類疾病定期接種に位置付けられた現在も、その他の定期接種と同様、予防接種健康被害救済制度に関しては、本町のホームページ等において住民周知を図っているところでございます。

本町では、議員お示しの新型コロナワクチン健康被害支援金制度は実施していませんが、生活が苦しいなどのご相談があった場合には他の支援策をご案内させていただくなど、丁寧に対応するよう努めてまいりますので、ご理解のほどをよろしくお願ひいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。この質問はやっぱり支援を導入している市町村で、国に対して請求してていう差が激し過ぎるっていうのがあったんで、質問させてもらいました。

実際、しないという回答なんですけど、書類作成は自己責任と、それこそ、できるだらうっていう、何しろ役所目線というか、まず、医師の診断書って、作成料って公定価格もないんで言い値なんですよね。「資料を集めろ」言われても、決まった資料、確実なこの資料を全部チェック入れてくださいって、じゃ、ないんで、要は金銭面、実務面のハードルがめちゃくちゃ大きいから諦めざるを得ない。だから専門家っていう人に対しての依頼をしてるのもやっぱり多いです。すると数十万円かかってきます、どうしますかって、諦めますで、いいんですかというところですよね。

僕、別に打つことをやめろってここで決して言ってるんではないんですね。ただ、打つことに対して被害があったんやったら、あつた方に適切に補償できる支援体制はできませんかっていうことを訴えていきたいです。いま一度聞きたいんですが、ワクチンは、百パーセント、打っても健康に何の問題もない安全なものなんでしょうか。お答えください。

健康福祉部（大谷 貴利健康福祉部次長兼保険課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

大谷健康福祉部次長。

健康福祉部（大谷 貴利健康福祉部次長兼保険課長）

ワクチンは薬品の一つであるため、感染症予防の効果がある反面、副反応が現れる可能性は否定できません。健康被害は極めてまれですが、不可避的に生ずるものだというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

一応ね、認定事例で713件、未了を入れた443件、一千件ぐらいの死亡としての認定が出てるものじゃないですか、この新型コロナに関してはですよ。言い切れないということは、そのワクチンの接種啓発が推進に対してちょっと無責任なことじゃないのかなっていうことですよね。もう今後、接種に関することについては、今後この安全確保、安全というか、こういうことを確保できへん限りはもう反対していかざるを得ないかなとも考えさせられるようなことになってきますし、これらの一連の情報とかのこういうことに対する手続を個人の自己責任でやるべきことで、貧乏だったらちょっと手伝いますよぐらいいのことでは、ちょっとあまりにも行政として冷たいんかなと。

僕自身も、多分、医師会の存在あると思うんですよ。いいか悪いかは別として、僕は医師会のご機嫌を伺って政治するんじゃなくて、僕は住民のほうを見て政治したいと考えますんで、年に数件程度ですよ。法テラスとかでも、賠償金額に応じて、その払った分、貸した分を立て替えるような仕組みとかもあったりするんで、柔軟に今後検討をしていただきたいなっていうことをまた訴えさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、万博のチケット購入についてご質問させていただきます。来年4月から大阪・関西万博が開催されます。チケットの販売状況は、令和6年6月7日、262万枚で、大半が企業購入分と言われています。前売り目標は1,400万枚なので、20%ぐらいの売れ行きである中、万博機運を醸成するためにはチケット販売が客観的な手法として僕は重要だと思っています。

思い出してください、みんな、オリンピック、2019年に抽選で販売されました。もう人気スポーツいうたら30倍・40倍・50倍、僕、オリンピックの柔道で当たった瞬間、心から喜んだんですけど、次の年にね、見事、見られなくなって、もう心の底から残念やったんですけど、やっぱりそういう思いを持ってやっぱり万博って行けたらいいよねって、僕はちょっと正直思う、やるんやったらやで、やるんやったら。だって10兆円以

上の全部のその総開発費含まれて、整備から何やで振り込まれてるんですから、それぐらいの気持ち持つていいかなあかんのは、もうこれは当然のことかなと思っていますんで。まあまあそういう機運醸成も町としても高めるために、今回、チケット補助の議案も出てますし、その辺の認識としては役所としても一定あるとは思ってるんですが、それを踏まえまして2点質問させていただきます。

1点目、8月1日現在、万博啓発の機運醸成を促進する役割を持っている忠岡町の議員、町長・副町長はじめとした課長級以上の理事や管理職は何%の人が大阪・関西万博のチケットを購入されておられますか。また、どのような種類のチケットを購入されておられますか。

2点目です。チケット販売を促進するために、この忠岡町ではどのような取組を今後具体的にする予定でしょうか。お答えください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

1点目のご質問の、本町職員が大阪・関西万博のチケット購入をしているかどうかとのご質問でございますが、万博に行くか行かないかは、啓発や機運醸成を図る側の立場でありましても、各個人の自由でありますので、調査は実施しておらず、今後もする予定はないところでございます。このため、忠岡町の議員・町長・副町長など特別職、課長級以上の職員が現時点でチケットを購入しているかどうかは把握していないところでございます。

チケット販売については、大阪府と大阪市が9月中旬から電子チケットの購入をサポートする専門窓口を府内の公共施設や大型商業施設に設置する方針を決めたところであり、また、一般向けの販売について更なる販売促進策として、スマホに慣れない層、気軽にチケットを購入したい層、チケットを誰かにプレゼントしたい層を掘り起こす観点から、紙チケット引換券を10月から販売する予定としたところでございます。

次に、2点目の質問であります。チケット販売を促進するために忠岡町ではどのような取組をする予定かとのご質問でございますが、本町は直接チケットを販売する側ではございませんが、啓発や機運醸成を図ることがチケットの販売促進につながっていくことから、8月1日に開設したインスタグラムを活用した啓発や、本町で11月に催される健康まつりなど、各種町イベントでの万博ブースの出展など、更なる啓発を実施し、機運醸成を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

企業とかとかそういうのに対して働きかけながら、進める側の人たちはチケット購入とかプライバシーのことは聞かへんし、そうでないっていうような回答なんんですけど、ちょっとこれって水をさせへんかなと思うんですけどね。いま一度ちょっと聞きたいんですけど、やっぱり促進するための情報公開じゃないんですけど、こんなん、これは買ってますよっていうような公開はしていかないでしようかね。していってくれないですかね。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

先ほどもご答弁させていただきましたが、チケット購入につきましては各個人の自由となりますので、こういう状況を把握することは考えておりませんので、ご理解のほどをよろしくお願ひいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

分かりました、まあまあ。でも、町長・副町長はもう購入されてますよね。ですよね。結構面倒くさくなかったですか。その所感とか、もし答えていただけたら、お二方、お願いしたいんですが。

副町長（井上 智宏副町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

副町長。

副町長（井上 智宏副町長）

まず、今、入手しているかどうかというところでいきますと、妻と私の分はもう準備はしています。あと、子供の家庭が2世帯ありますんで、一番上の孫は小学校一年生に来年4月からになりますんで、学校で1回行くのと、行きたいというような希望があれば、その都度チケットを入手しようかというふうには考えております。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

まだ、私は購入しておりませんけれども、絶対行く予定でございます。何と言っても、1970年の大阪万博のときの記憶っていうのはまだ残っておりますので、それ以上を期待しておりますので、絶対に購入させていただきまして、また、副町長も言ってますように、孫を連れていかなあかんかも分かりませんし、子守になるかも分かりませんし、そういうときには、1回ではなく、複数行くようになると思いますので、よろしくお願いします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

分かりました。まあ購入してください。購入の手続、めちゃくちゃ面倒くさいんですよ。そのうつとうしい経験を町村長会にぶつけてください。僕、万博のイベントブースに行って、アプリと購入のこれが紐づいてないから、ディズニーとかやつたらチケット買ったら、その園内の例えば待ち時間とかいろいろ全部紐づいたりしますよね。そんなんが全く分離されてるから、めちゃくちゃ面倒くさい。今後、そういうようなチケットの販売について進めていく中でいろいろやられると思うんですけど、絶対に早く買って、この面倒くさを経験されたほうが絶対いいんで、ぜひお願いしたいところをもちまして、次の質問に移ります。

企業と連携した地域課題解決の必要性の認識につきまして、ご質問させていただきます。ローカル10000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）は、産業・行政・金融機関が協力して、地域の人や資源・資金を活用し、地域に貢献する事業に取り組みたいと考える民間事業をサポートする制度であります。

このプロジェクトは、当初1億円規模の国の補助金を使ったものでしたが、小さな事業には事業しにくい弱点があり、これを踏まえて、今年度から条件緩和されて地方単独型の事業として要件縮小・金額縮小で進められるようになりました。これを踏まえまして、もし忠岡町と協力してぜひとも進めていきたいという企業が現れた場合、忠岡町としてはどこまでの支援を行う予定でありますでしょうか、お答えください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

ローカル10000プロジェクトについては、産・学・官・金の連携のにより、地域の資源と資金を活用した、地域密着型の創業新規事業の初期投資費用を支援するもので、令和6年度から国庫補助事業よりも条件が緩和され、柔軟に活用が可能となる地方単独事業が創設されております。ご質問の、本町と協力して事業を実施したい企業が現れた場合、どこまでの支援を行うかとのことでございますが、現時点で町の事業として補助制度が存在しないため、現状ではローカル10000プロジェクトの活用はすることができないところでございます。

町といたしましては、特定の事業者を公費で支援することになりますので、支援の条件となる地域資源の活用や、その事業が真に地域の課題解決につながるのか、適正に審査する必要がございますので、当該制度の活用につきまして調査・研究してまいりたいと考えてますので、よろしくお願ひいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

今の回答で審査するという形だったんですけど、この補助金自体はもう本当に企業と市町村が協力して国に対して上げていくっていう姿勢、もうこの姿勢を崩したらもう全然成り立たへん補助事業なんですね。

実際問題、相談あった企業と役場のやり取りを見ると、要は補助の対象に当てはまるにはどうしたらいいか、解釈していけばいいかという視点が全然抜け落ちてたかなと思うんですね。何でしょう、グレーゾーンは全て黒ですよみたいなふうに捉えられて、その役場特有のチェックみたいな、でも、基本チェックするのは自分たちですけど、本当に何でしょう、こういう企業と役場が一体となって本当に国の補助金を獲得しにいく姿勢というのは必要なんで、そのような今の要はチェックせなあかんっていうような対応のままやったら、本当に何か産業とか商業振興とか地域活性化を狙って、本気で狙ってるんのかなってのがちょっと甚だ疑問なところもあるんですよ。

まあまあ、一点だけ明確にお答えいただきたいのが、町内活性化、要は協力したるよ、意欲あるよっていうようなその企業ですよね。役所にとっては何でしょうね、パートナーですかね、都合のいい存在ですかね、どちらでしょうか、お答えください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

本町におきましても、地域課題の解決、地場産業の育成による税収増などにもつながりますので、地域産業の活性化のためにも意欲ある企業の存在は必要であると考えております。相談がありましたら、真摯に対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

というようなパートナーですか、都合のいい存在ですかという、どちらですかって聞いて、今の回答みたいな感じですらされていくと、企業として「はっ」てなって終わっていくんですよね。その対応はやめてくださいっていう、真に心から思うんで、よろしくお願ひいたします。

続きまして、忠岡町における子供の不慮の事故の現状と対策につきましてご質問いたします。令和5年には全国で33万6,000件の乳幼児の救急搬送がありました。また、死亡や重傷になる主な原因としては、1、窒息、2、交通事故、3、溺れるの順となっております。例えば、自宅用プールで50cmほどの水の高さで溺れたり、枝豆など小さな食べ物でも喉に詰まらせて窒息するケースも報告されています。

家庭内事故が多い中で、乳幼児期の事故についての注意喚起や啓発はとても重要だと思うんですが、仕事で関わり続けた経験もあったんで、大抵、子供のそういう救急の状況いうのは慌てない自信があったんですけど、それも経験があるからかなと思っています。事故のないことが一番だと思うんですけど、いざというときにうろたえないためのふだんからの学びとか、その学ぶための機会の場の提供はあることにこしたことではないと考えてますんで、それを踏まえまして質問いたします。

まずは、忠岡町で令和3年から5年までの間、乳幼児・小学生が救急搬送された件数、その原因は何でしょうか、お答えください。

消防本部（岸田 健二消防長）

議長。

議長（北村 孝議員）

岸田消防長。

消防本部（岸田 健二消防長）

忠岡町消防本部では、令和3年から令和5年の3年間での乳幼児の救急搬送人員は194名、小学生の救急搬送人員は79名でございました。原因の内訳といたしましては、交通事故が24名、運動競技が10名、一般負傷が55名、急病が184名となっております。

議員お示しの窒息症例や溺水症例はございませんでした。

以上でございます。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。これらの搬送とか、そういうような状況の内容ですね、194足す79の。こういったことは保健センターとかこども課とか、基本、情報共有してあれば有用なことであるかなと思うんですけど、どういうふうに現状になっておられますか、どのように考えておられますか。

消防本部（岸田 健二消防長）

議長。

議長（北村 孝議員）

岸田消防長。

消防本部（岸田 健二消防長）

消防本部といたしましては、議員お示しの事故や社会的に影響の大きい事案などが発生した場合には、その内容を注意喚起するなどし、再発防止をするために関係部署と連絡を取る必要があると考えております。

以上でございます。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

必要であるかどうかの判断について、要はこれ、救急か判断するんじゃなくて、基本、そうですね、特に乳幼児期については、それが何がどうつながるのかっていうのが分からないことが多いので、できたらそういう事案とか報告の共有は全てすべきだと思ってるんですが、どうでしょうか。

消防本部（岸田 健二消防長）

議長。

議長（北村 孝議員）

岸田消防長。

消防本部（岸田 健二消防長）

消防本部といたしましては、乳幼児の事故などの情報共有を行い再発防止に努めること

は大変大切であると考えておりますので、今後、関係部局と調整・検討してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。次の質問にもなるんですけど、僕も子供二人いるんですけど、やっぱり乳幼児の健診とか、こども園とか、小学校 P T A の何か行事、子供会などの時期において、確かにそれ、経験するような場ってなかったよなと。まあまあ救急知識のある救命士が保護者に対して、事故防止や対策、注意喚起などの救命講習を行うっていう、特にこの1、2、3とか、あと、インシデントが高いような内容からやっていくというのは大変効率的で意義のあることと思うんですけど、そのようなことはされていく予定はないでしょうか、お答えください。

消防本部（岸田 健二消防長）

議長。

議長（北村 孝議員）

岸田消防長。

消防本部（岸田 健二消防長）

消防本部では、心肺蘇生法やA E D の使い方など応急手当を習得していただけるよう、住民の皆様や事業所などを対象として救命講習会を実施しております。

議員ご質問の、乳幼児及び学童期の保護者様への救急知識の普及活動に関しましては、消防といたしましても積極的な参加を検討していきたいと考えております。また、今後もより住民の皆様のニーズに沿った形で救命・救急知識の普及・啓発に努めてまいります。

以上でございます。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重健康福祉部長。

健康福祉部（二重 幸生部長）

議員仰せの、保護者に対して事故防止や注意喚起などの救命講習は必要であると考えておりますので、こども園の年間行事の中で調整してまいりたいと考えております。また、乳幼児健診時においては、保護者の方へ様々な事故予防や対応策についてのパンフレットを渡し周知を図っているところでありますので、ご理解のほどをよろしくお願ひします。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

学校におきましては、消防署の職員が講師となり、全教職員対象に心肺蘇生法とAEDの使い方を学ぶ救命講習会を毎年実施しているところでございます。窒息の場合の対処法につきましても研修内容に入れている学校もございますので、保護者への周知等も含め、学校長に情報提供してまいります。ご理解のほどをお願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

何とぞよろしくお願いします。せっかく消防にも女性議員がいますんで、活用していくだくとというのは有効だと思いますので、何とぞよろしくお願いします。

続きまして、野良猫への適切な餌やり啓発の飼育や運用責任の所在についてご質問させていただきます。忠岡町で行われておりますさくら猫の取組は、野良猫の命を守るために大切ですばらしい活動と思っております。でも、一部、餌をまだ与える人たちが、自分の住んでいる場所から離れたところで餌やりをしている、よそからやって来てやるっていうそのような行為が原因で、鳴き声・ふん尿の問題が起きて近所迷惑の原因になることもあります。大分昔に比べたら減りましたけど。

一部の自治会では、適切な餌やりに努めましょうという呼びかけを行っていますが、具体的にどこで餌をあげるのがいいんやと、猫のトイレをどうするのか、についてあまりはつきりとなりません。一部そういう、いろいろ調べてたら、餌を与えるならどこどこの場所で行いましょうというように、要は具体的な啓発をしてもらえば、より、何かその野良猫の、特にさくら猫、プラスそうなってない野良猫にしても多くの人から理解を得ることができると思うんですが、このように愛護する場所の確保ですよね、保護団体や啓発する自治会、個人からの方たちに相談を依頼できないかと考えるんですけど、いかがでしょか。

産業住民部（小倉 由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

本町では、野良猫に餌やりをすることによって猫はその地域に住みつく可能性があり、鳴き声や糞尿などによって近隣住民とのトラブルを発生させ、また、繁殖力の強い猫はたくさんの子猫を産むことになり、結果的に不幸な猫を増やすことになりますから、餌やりは原則しないでくださいとの立場をとっております。これは大阪府動物愛護管理センターにおいて案内・指導されているのと同様でございます。このことから、団体や自治会・個人等に対して、餌やりの方法やトイレの場所について案内をすることはございません。

さくら猫活動については、本町で実施されている団体は2グループあり、猫の適正飼育に向け活動をされていると認識しております。さくら猫とは、飼い主のいない猫に対し、地域住民の理解の下、ルールを設けた餌やり、糞尿の始末、避妊・去勢手術などにより適正管理され、地域住民と共生する猫を指しますが、実際のところ、なかなか地域住民の理解が浸透し得ない面や、地域での情報共有が十分でない面もあろうかと思っているところでございます。

活動団体が今後も活動を進めていく中で、地域住民との連携や共通の認識を持つことは欠かすことのできないものと認識しておりますので、より多くの住民がボランティア活動としての地域猫活動について理解が深まるよう、町ホームページや広報誌を通して紹介を行ってまいります。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

再確認です。忠岡町は、あくまで全ての野良猫に対しては餌やりを禁止してくださいという立場でいるということでおろしいでしょうか。

産業住民部（小倉 由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

小倉産業住民部次長。

産業住民部（小倉 由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

野良猫には原則餌はあげないでくださいという姿勢でございます。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。僕も実家で小さいころから猫を飼ってて、アントニオ、コテツ、

アントニオジュニアかな、3匹、20年ぐらいかけてずっと飼ってたんですけども、かわいかったですわ。この前も家の近くのタイヤの底に小さい猫おったんですけど、ほんまに責任持って飼えるんやったら飼いたいと。ただ、なかなか、かわいそうやから餌やると、それは違うと僕は思っているんで、やっぱりやられた側のこのやり場のない怒りってどこに持つていったらいいねんっていうのが、多分そんなん発生してきて、僕がその相談を受けたら、やっぱりそれに対して法的にしか回復できないからっていう支援しかできないけど、この辺はまた後日協議できたらいいかなと思いますんで、何とぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、災害時における電力確保につきましてご質問させていただきます。災害発生時、忠岡町役場では非常用電源設備につきましては、常時備蓄しているA重油を使って約8時間ほどの電力確保が可能とされています。それ以上の電力をどのように確保されるかにつきましては、具体的な対策はこれまで明確にされていませんでした。できなかつたと言うほうがいいですかね。

8月15日の早朝、大阪市内で約4時間弱の地中電線の不具合により約24万戸の大規模停電となりました。このことからインフラの老朽化につきましても、地震や風水害、災害以外の原因でも停電対策は必要だと改めて認識させられることになりました。このことを踏まえまして、2点質問をいたします。

1点目、非常時に重油を優先的に届けてもらうというサービスをやっている企業について、これはもう事前に宇佐美さんって、僕知ってるのは宇佐美さんしかないんですけど、このような民間団体と契約を結んで重油を優先的に、非常時8時間超えても供給を優先的してくれるような契約をできないかということなんですが、それについてはどうでしょうか。

2点目、非常用電源の設備メンテナンスで、その担当者に聞いたら、もう全然、車でも1か月動かせへんかったらすごいたまるじゃないですか、それと一緒に、本当に定期的にある程度そういうことをしていかないと、いざという時に詰りますよって言われたんで、メンテナンスをどのようにふだんされているのか、どのぐらいの頻度でされてるのか、お答えください。

町長公室（南 智樹町長公室次長兼自治防災課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

南町長公室次長。

町長公室（南 智樹町長公室次長兼自治防災課長）

まず1点目でございますが、国において災害時における地方公共団体は最低限必要な行政機能を継続させる必要があることから、72時間は外部からの供給なしで非常用電源を稼働可能とすることが望ましいとされてございますが、ただいま、議員ご指摘のとおりで

すね、本町におきましては約8時間の稼働を可能とする設備でございます。

つきましては、燃料確保の観点からも燃料供給可能事業者との契約等の締結の必要性も重要であると考えてございますので、引き続きになりますが、燃料確保等の取組に努めてまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひをいたします。

次に2点目でございますが、非常用電源設備のメンテナンスにつきましては、総合管理業務で委託をしている設備担当者により、各種法令に基づき毎月1回の試運転を行い、電圧等が正常な数値であるかどうかを計測するなどを行っており、併せて、試運転の際には不具合等がないかを確認し、問題や不具合等があれば設備機器の業者へ修繕等を依頼するという流れでメンテナンスを行っている状況でございます。

現時点では特に問題等は生じていない状況ではございますが、引き続き、万が一に備えての対応に適切に作動するよう努めてまいりたいというふうに考えてございますので、お願ひをいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

100%ね、災害によっては絶対届けてくれるんかというたら100%じゃないんですけど、かなりカバーできるのかなと思いますので、その辺の検討というか導入も進めていっていただけたらなと思います。あとはもう多分、予算とコスト面と思うんで、その辺も踏まえてよろしくお願ひいたします。

続きまして、避難所となる建物の内装・外装設備点検の仕組みにつきましてご質問させていただきます。8月8日に発生いたしました宮崎県日向灘での地震の影響で、南海トラフに対する巨大地震注意報が出されました。町内でも避難所となる建物の安全性が日頃より指摘されていますし、町役場、小・中学校の避難所となり得る建物の内装・外装の設備点検というものが重要なと思っております。今後、小・中学校の空調工事が終われば、大規模な改修や建て替えについて将来的な議論がより増してくると思いますし、でも、現状におきましては、建物の健全性を数値化したような客観的な資料はなくて、大規模修繕の目安となる資料も七、八年前に策定された計画が参考にできる程度でございます。これからは、もうできましたら、内装・外装というのも踏まえて、例えば建物でも、一番右端と左端と真ん中と、そこでもう要是受ける衝撃が全然違うわけじゃないですか。一つのただその建物としてチェックしたりもするっていうのを聞くんで、ほんまにできるだけ細かい建物の健康診断を行ってもらって、建物の管理・修繕計画・防災対策が一体化されたものを作成していくべきであると考えますが、いかがでしょうか。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田教育部長。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

議員お示しのとおり、小学校2校、中学校1校につきましてはですね、適切な維持管理が大変重要であるとの認識をいたしているところでございます。また、施設数も多いことから、適切な管理をするためには多額の予算を必要とすることから、国の補助金を活用し実施していく必要があるものと考えております。そのためには、長寿命化計画を策定し、年次的に事業を実施し、費用の平準化を実施する必要がございます。

長寿命化計画を作成するに当たり、施設の劣化度調査も必要となつてまいります。議員ご質問の建物の健全化の数値化につきましては、この劣化度調査により把握できるものと認識いたしております。

計画的に施設の適正管理に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

あくまでその建物の管理と修繕と防災対策って一体的になつたものを作成してほしいなと思うんですけど、やっぱりその一体的なものっていうのはないんでしょうかね。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田教育部長。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

議員ご質問の耐震化対策、一体化になつたものということで、先ほど、管理・修繕、この二つを挙げさせていただいたんですけども、耐震化対策でございますが、そちらの方はですね、国の基準に沿つた耐震化を実施してまいりたいと考えております。

地震が発生した後、建物が避難所として使える状態であれば避難所として使用していただけたらと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。それはあくまで躯体、外装の部分についてなんですが、やっぱ内装も踏まえての調査っていうのは必要だと思ってるんですけど、やっぱり国の基準に沿つたものでなければ、そういうものについては調査しないという見解でよろしいですか。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田教育部長。

教育部（村田 健次部長兼教育総務課長）

基準がないものにつきましてはですね、現状としては対応が難しいものと認識いたしております。ご理解のほどをよろしくお願ひいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。老朽化したものって結構、外装も必要なんですが、やっぱ内装が崩れやすくなっているというのがあるんで、いざいうときにそれが全部崩れててどこも逃げられないという、そういうばかなことは絶対、結果からして、「えっ、何で」っていうことだけは避けたいと思うんで、できたらそういうところも含めた提言をまた今後も引き続きさせていただきたいと思います。

最後の質問です。高月北のホテルへの行政代執行の手続につきましてご質問させていただきます。御存じのとおり高月北のあのホテルなんですが、廃屋となっていて、やっぱり景観とか近隣の苦情とかも多いと思います。今回、空き家対策、まあまあ法律も変わって、空き家対策の推進に関する特別措置法22条12項の規定に基づいて、代執行支援を行っているその行政弁護士とかもいるらしいので、そんなんと連携して整地・解体に向けて手続を始めていくことってできないのか、お答えください。

産業住民部（新城 正俊部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

答弁をもって終了いたします。

新城産業住民部長。

産業住民部（新城 正俊部長）

議員ご質問の建築物につきまして、現在は経営をされていない状態でございます。前回

の一般質問でも質疑はありましたが、担当課から引き続き是正措置を求めたところ、令和6年7月17日に管理者より連絡があり、当該建築物につきまして、バリケードの設置・コンパネによる建物入口の封鎖、また、破損していた看板の材料の撤去が行われ、管理者としての一定の対応は行われております。

議員お示しの行政代執行につきましては、空き家対策の推進に関する特別措置法第22条第9項に基づく措置であり、行政代執行の施行に至るまでは、そのまま放置すれば倒壊など著しく保安上危険となる状態などがある場合、特定空家と認定し、所有者に当該建築物に対する改善を指導・助言・勧告・命令の順で対応していきます。その各段階において必要な措置を行わない場合は、空き家対策協議会と連携し次の段階へと進め、最終的に意見聴取や所有者への通知など必要な措置を行った上で、行政代執行の施行となります。

また、行政代執行に要する費用については、一旦、行政の負担として行い、同法第22条第12項により、対象者へ請求することができます。しかし、対象者がその責務を果たす能力を有しない場合は、町の負担となる可能性もございます。

当該建築物は、現在のところ倒壊のおそれも低く、また、管理者として危険性を排除するための対応措置を採られていることから、今後は新たな危険性が発生しないよう、今以上に注視してまいります。

以上でございます。

議長（北村 孝議員）

以上、三宅 良矢議員の一般質問を終結いたします。

一般質問いたします。

お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご異議ありませんので、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

次回の会議は、明日9月5日、木曜、午前10時より開きます。

本日は大変ご苦労さまでございました。

（「午後 3時15分」延会）